

する諸願(甘利正君紹介)(第三七〇〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

原子爆弾被爆者等援護法案(森井忠良君外七名提出、衆法第一二二号)

障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)(参議院送付)

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(金子みつ君外五名提出、衆法第三四号)

○山下委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

他に質疑の申し出がありませんので、本案に対する質疑は終局いたしました。

○山下委員長 討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○山下委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山下委員長 この際、戸井田三郎君外六名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合七派共同提案に係る本案に附

帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。戸井田三郎君。

○戸井田委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合を代表いたします。本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

○山下委員長 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

一 廃棄物の処理に当たっては、これを再生利用し、資源化することを重視し、最終処分場の確保に努めるとともに、処理技術の研究開発について積極的に取り組むこと。

二 一般廃棄物処理施設の設置に関し、地方公共団体の財政的負担を軽減するため、国庫補助の内容の改善充実を図るよう努力すること。

三 産業廃棄物の処理については、不法投棄を防止するため監視体制を強化すること。

四 産業廃棄物の処理は、事業者自らの責任で適正に行うべきであるが、事業所管省庁においても、所要の指導を行うとともに、特に中小企業に対して必要な場合には、適切な助成策を講ずるよう努めること。

五 事業者に対し、廃棄物となつた場合に適正な処理が困難となる製品、容器等の製造、加工、販売等を行わないよう指導を徹底するとともに、適正な処理が困難な製品、容器等については、必要に応じこれを回収、処理させるよう指導すること。

六 廃棄物の処理に当たり、労働災害等の発生を防止するため、関係省庁間の連絡を密にし、所要の指導を行うこと。

以上であります。

○山下委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○山下委員長 以上で趣旨説明は終わりました。採決いたします。

戸井田三郎君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○山下委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

○山下委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと認めます。よって、】

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

【報告書は附録に掲載】

○山下委員長 この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。園田厚生大臣。

○園田国務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○山下委員長 内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び森井忠良君外七名提出、原子爆弾被爆者等援護法案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平石磨作太郎君。

○平石委員 まず大臣にお伺いをいたします。

被爆者援護につきましてもは現行原爆二法でもって援護の処置が図られておるわけでございますが、いまの援護処置につきましても、いろいろと

国民の間にも、もっと国の責任を持った一つの援護処置が図られてしかるべきではないか、こういった世論もございまして、さらに今日までの審議の経過の中におきましても、あるいは当委員会におけるところの附帯決議等を見ましても、国家補償の精神に基づいてもっと国の責任を明らかにして援護処置を強化すべきであるといった附帯決議もなされておるわけでございまして、そういう中で政府は、基本態に対して、一応現在の原爆二法については見直しを行い、さらに援護処置の強化について諮問をし、その基本態が昨年末政府に対して意見の報告をなされたわけでございまして、その基本態の意見報告については、国家補償といたした国の責任についてはこれを否定しておる、ないしは国の責任についてはもっと緩やかな考え方での意見報告であるのかどうか。この意見報告に対する考え方、所感を大臣からお聞かせいただきたい。

○園田国務大臣 ただいまのお尋ねはしばしば尋ねをいただいたところでありますが、原爆被爆者対策の具体的なあり方については、原爆被爆者対策基本問題懇談会から社会保障の理念から国家補償の理念に大きくとびらをあげられたことは前進であり、将来に対する一つの方向を示されたものであると考えております。しかしながら、現段階においては、それぞれの関係者あるいは国民との合意、そういうものが財政についての問題等もありまして、とりあえずただいま出しておりますこの改正案で、懇談会から出しました重点的に対策を強化せよ、こういうことで改正をお願いしているわけでありまして、一本の法律に求めるということはいまのところは困難であつたわけでござい

ます。

○平石委員 いま大臣がお答えいただきましたように、大きなとびらを聞いた、こういうお話でございますが、そこでお伺いをしたいと思

います、もちろん現在の原爆二法がいま大臣のお言葉にもございましたように完全な国の責任を明らかにした法律とは考えられません。今回の改

正は、基本態に対して、一応現在の原爆二法については見直しを行い、さらに援護処置の強化について諮問をし、その基本態が昨年末政府に対して意見の報告をなされたわけでございまして、その基本態の意見報告については、国家補償といたした国の責任についてはこれを否定しておる、ないしは国の責任についてはもっと緩やかな考え方での意見報告であるのかどうか。この意見報告に対する考え方、所感を大臣からお聞かせいただきたい。

○園田国務大臣 ただいまのお尋ねはしばしば尋ねをいただいたところでありますが、原爆被爆者対策の具体的なあり方については、原爆被爆者対策基本問題懇談会から社会保障の理念から国家補償の理念に大きくとびらをあげられたことは前進であり、将来に対する一つの方向を示されたものであると考えております。しかしながら、現段階においては、それぞれの関係者あるいは国民との合意、そういうものが財政についての問題等もありまして、とりあえずただいま出しておりますこの改正案で、懇談会から出しました重点的に対策を強化せよ、こういうことで改正をお願いしているわけでありまして、一本の法律に求めるということはいまのところは困難であつたわけでござい

ます。

○平石委員 いま大臣がお答えいただきましたように、大きなとびらを聞いた、こういうお話でございますが、そこでお伺いをしたいと思

います、もちろん現在の原爆二法がいま大臣のお言葉にもございましたように完全な国の責任を明らかにした法律とは考えられません。今回の改

正は、基本態に対して、一応現在の原爆二法については見直しを行い、さらに援護処置の強化について諮問をし、その基本態が昨年末政府に対して意見の報告をなされたわけでございまして、その基本態の意見報告については、国家補償といたした国の責任についてはこれを否定しておる、ないしは国の責任についてはもっと緩やかな考え方での意見報告であるのかどうか。この意見報告に対する考え方、所感を大臣からお聞かせいただきたい。

○園田国務大臣 ただいまのお尋ねはしばしば尋ねをいただいたところでありますが、原爆被爆者対策の具体的なあり方については、原爆被爆者対策基本問題懇談会から社会保障の理念から国家補償の理念に大きくとびらをあげられたことは前進であり、将来に対する一つの方向を示されたものであると考えております。しかしながら、現段階においては、それぞれの関係者あるいは国民との合意、そういうものが財政についての問題等もありまして、とりあえずただいま出しておりますこの改正案で、懇談会から出しました重点的に対策を強化せよ、こういうことで改正をお願いしているわけでありまして、一本の法律に求めるということはいまのところは困難であつたわけでござい

ます。

○平石委員 いま大臣がお答えいただきましたように、大きなとびらを聞いた、こういうお話でございますが、そこでお伺いをしたいと思

います、もちろん現在の原爆二法がいま大臣のお言葉にもございましたように完全な国の責任を明らかにした法律とは考えられません。今回の改

正は、基本態に対して、一応現在の原爆二法については見直しを行い、さらに援護処置の強化について諮問をし、その基本態が昨年末政府に対して意見の報告をなされたわけでございまして、その基本態の意見報告については、国家補償といたした国の責任についてはこれを否定しておる、ないしは国の責任についてはもっと緩やかな考え方での意見報告であるのかどうか。この意見報告に対する考え方、所感を大臣からお聞かせいただきたい。

○園田国務大臣 ただいまのお尋ねはしばしば尋ねをいただいたところでありますが、原爆被爆者対策の具体的なあり方については、原爆被爆者対策基本問題懇談会から社会保障の理念から国家補償の理念に大きくとびらをあげられたことは前進であり、将来に対する一つの方向を示されたものであると考えております。しかしながら、現段階においては、それぞれの関係者あるいは国民との合意、そういうものが財政についての問題等もありまして、とりあえずただいま出しておりますこの改正案で、懇談会から出しました重点的に対策を強化せよ、こういうことで改正をお願いしているわけでありまして、一本の法律に求めるということはいまのところは困難であつたわけでござい

ます。

○平石委員 いま大臣がお答えいただきましたように、大きなとびらを聞いた、こういうお話でございますが、そこでお伺いをしたいと思

います、もちろん現在の原爆二法がいま大臣のお言葉にもございましたように完全な国の責任を明らかにした法律とは考えられません。今回の改

正は、基本態に対して、一応現在の原爆二法については見直しを行い、さらに援護処置の強化について諮問をし、その基本態が昨年末政府に対して意見の報告をなされたわけでございまして、その基本態の意見報告については、国家補償といたした国の責任についてはこれを否定しておる、ないしは国の責任についてはもっと緩やかな考え方での意見報告であるのかどうか。この意見報告に対する考え方、所感を大臣からお聞かせいただきたい。

○園田国務大臣 ただいまのお尋ねはしばしば尋ねをいただいたところでありますが、原爆被爆者対策の具体的なあり方については、原爆被爆者対策基本問題懇談会から社会保障の理念から国家補償の理念に大きくとびらをあげられたことは前進であり、将来に対する一つの方向を示されたものであると考えております。しかしながら、現段階においては、それぞれの関係者あるいは国民との合意、そういうものが財政についての問題等もありまして、とりあえずただいま出しておりますこの改正案で、懇談会から出しました重点的に対策を強化せよ、こういうことで改正をお願いしているわけでありまして、一本の法律に求めるということはいまのところは困難であつたわけでござい

ます。

○平石委員 いま大臣がお答えいただきましたように、大きなとびらを聞いた、こういうお話でございますが、そこでお伺いをしたいと思

います、もちろん現在の原爆二法がいま大臣のお言葉にもございましたように完全な国の責任を明らかにした法律とは考えられません。今回の改

正は、基本態に対して、一応現在の原爆二法については見直しを行い、さらに援護処置の強化について諮問をし、その基本態が昨年末政府に対して意見の報告をなされたわけでございまして、その基本態の意見報告については、国家補償といたした国の責任についてはこれを否定しておる、ないしは国の責任についてはもっと緩やかな考え方での意見報告であるのかどうか。この意見報告に対する考え方、所感を大臣からお聞かせいただきたい。

○園田国務大臣 ただいまのお尋ねはしばしば尋ねをいただいたところでありますが、原爆被爆者対策の具体的なあり方については、原爆被爆者対策基本問題懇談会から社会保障の理念から国家補償の理念に大きくとびらをあげられたことは前進であり、将来に対する一つの方向を示されたものであると考えております。しかしながら、現段階においては、それぞれの関係者あるいは国民との合意、そういうものが財政についての問題等もありまして、とりあえずただいま出しておりますこの改正案で、懇談会から出しました重点的に対策を強化せよ、こういうことで改正をお願いしているわけでありまして、一本の法律に求めるということはいまのところは困難であつたわけでござい

ます。

○平石委員 いま大臣がお答えいただきましたように、大きなとびらを聞いた、こういうお話でございますが、そこでお伺いをしたいと思

います、もちろん現在の原爆二法がいま大臣のお言葉にもございましたように完全な国の責任を明らかにした法律とは考えられません。今回の改

正は、基本態に対して、一応現在の原爆二法については見直しを行い、さらに援護処置の強化について諮問をし、その基本態が昨年末政府に対して意見の報告をなされたわけでございまして、その基本態の意見報告については、国家補償といたした国の責任についてはこれを否定しておる、ないしは国の責任についてはもっと緩やかな考え方での意見報告であるのかどうか。この意見報告に対する考え方、所感を大臣からお聞かせいただきたい。

○園田国務大臣 ただいまのお尋ねはしばしば尋ねをいただいたところでありますが、原爆被爆者対策の具体的なあり方については、原爆被爆者対策基本問題懇談会から社会保障の理念から国家補償の理念に大きくとびらをあげられたことは前進であり、将来に対する一つの方向を示されたものであると考えております。しかしながら、現段階においては、それぞれの関係者あるいは国民との合意、そういうものが財政についての問題等もありまして、とりあえずただいま出しておりますこの改正案で、懇談会から出しました重点的に対策を強化せよ、こういうことで改正をお願いしているわけでありまして、一本の法律に求めるということはいまのところは困難であつたわけでござい

ます。

○平石委員 いま大臣がお答えいただきましたように、大きなとびらを聞いた、こういうお話でございますが、そこでお伺いをしたいと思

います、もちろん現在の原爆二法がいま大臣のお言葉にもございましたように完全な国の責任を明らかにした法律とは考えられません。今回の改

正は、基本態に対して、一応現在の原爆二法については見直しを行い、さらに援護処置の強化について諮問をし、その基本態が昨年末政府に対して意見の報告をなされたわけでございまして、その基本態の意見報告については、国家補償といたした国の責任についてはこれを否定しておる、ないしは国の責任についてはもっと緩やかな考え方での意見報告であるのかどうか。この意見報告に対する考え方、所感を大臣からお聞かせいただきたい。

○園田国務大臣 ただいまのお尋ねはしばしば尋ねをいただいたところでありますが、原爆被爆者対策の具体的なあり方については、原爆被爆者対策基本問題懇談会から社会保障の理念から国家補償の理念に大きくとびらをあげられたことは前進であり、将来に対する一つの方向を示されたものであると考えております。しかしながら、現段階においては、それぞれの関係者あるいは国民との合意、そういうものが財政についての問題等もありまして、とりあえずただいま出しておりますこの改正案で、懇談会から出しました重点的に対策を強化せよ、こういうことで改正をお願いしているわけでありまして、一本の法律に求めるということはいまのところは困難であつたわけでござい

ます。

○平石委員 いま大臣がお答えいただきましたように、大きなとびらを聞いた、こういうお話でございますが、そこでお伺いをしたいと思

います、もちろん現在の原爆二法がいま大臣のお言葉にもございましたように完全な国の責任を明らかにした法律とは考えられません。今回の改

正は、基本態に対して、一応現在の原爆二法については見直しを行い、さらに援護処置の強化について諮問をし、その基本態が昨年末政府に対して意見の報告をなされたわけでございまして、その基本態の意見報告については、国家補償といたした国の責任についてはこれを否定しておる、ないしは国の責任についてはもっと緩やかな考え方での意見報告であるのかどうか。この意見報告に対する考え方、所感を大臣からお聞かせいただきたい。

正に当たつてある程度そういったことに近づいた部分もございまして、その点については一応の評価はできるものの、やはりもう一歩踏み込んで進めていただきたい、こういう考えを持つものでございまして、われわれ野党が被爆者援護法を提案いたしておるのもその趣旨によるものであります。

そこで、戦争を行ったという国の一つの行為、これは国の行為であるとお考えでございまいしょうかどうか、簡単にお答えをいただきます。

○大谷政府委員 戦争によりまして国民の皆様が被害を受けられましたことにつきましてはまことに残念なこととございまして、これをすべて国の責任で全部カバーするということは大変むずかしい問題でございまして。しかしながら、政府としては、できる限り国の戦争による被害につきましては国民の皆様が十分なことをしなければならぬというふうに考えておるわけでございまして。

○平石委員 そこまでは聞いてないのです。戦争を行ったことは国の行為であつたかどうかをお答えいただきたい。

○大谷政府委員 先生御指摘のように、国の行為でございまして。

○平石委員 そういたしますと、国の行為によつて戦争が行われた。それに国民は参加をしたわけですか。

そこでお伺いをいたしますが、国の行為によつて行われた戦争によつて原爆が投下された。この原爆が投下されたことは、国の行為に起因するものであるかどうか、お答えをいただきたい。

○大谷政府委員 当然戦争による結果であるというふうに考えるわけでございまして。

○平石委員 国の行為に起因しておるということですね。

○大谷政府委員 戦争は国の行為でございましてから、そういう意味では先生のおっしゃるとおりかと思ひます。

○平石委員 そういたしますと、戦争は国の行為

であつた。そして原爆投下は国の行為に起因しておるということですか。

そこで、被爆者が被爆を受けたということ、これは国の行為と被爆者が生命、身体、財産について損失をこうむつたということとの間には因果関係があるとお考えですか、ないとお考えですか。

○大谷政府委員 因果関係があるとお考えるわけでございまして。

○平石委員 そこで、いま確認ができましたように、戦争は国の行為であつて、しかも原爆投下は国の行為に起因し、そして被爆者のこうむつた損失については因果関係がある、こういう結果です。そういったしますと、私は国の責任というものは、これはまことに明らかではないか、こういうふうに思うわけですが、お考えをいただきます。

○大谷政府委員 当然国の責任もあると考えます。

○平石委員 そこで、いわゆるこの基本懇報告にもございまして、そういう結果責任に至るまでのものもその違法性とか故意とか過失とか、こういうことは一応たな上げにしても、国家の行為としての結果責任としてその責任は国は果たさなければならぬ、こういう報告がなされておるわけですか。したがつて、いま大臣のお答えにもございまして、この基本懇も国の行為、そして国の責任というものについてはいわば全面的にこれを認めておる。ただ、政府が施策の上において十分にそれに対しておこなうことができないんだ。現状では非常に困難があるといういまの大臣のお答え、このことについては私は一応そういう財政事情もわかりましても、国の責任という形においてのそういう考えから来るならば、何をさておいても国の責任というものを施策の上に具現していくのが政府のとるべき態度であり、またそういう被爆者に対するところのおこたえにもなつていき、さらにこれらの援護処置を強化するということが必要になつてくるわけですか。

が、この点大臣いかがお考えでしょうか、大臣にお伺いをしたい。

○團田国務大臣 先ほども申し上げましたとおり、基本懇の答申というものは数カ条の条件がついております。これは、だからできないとか、だからやってはいけないという条件ではなくて、こういうふうなものを満たしながら一つ一つの努力目標を示されたものと考えておりますので、そういう方向で努力をしたいと考えております。

○平石委員 いま大臣のお答えで、それぞれ条件がついておる、こういうお話です。その条件と見られるものはやはり国民の合意であり、他の一般戦災者との均衡論だと私は理解をするわけなんです。

そこで、そういった一つの条件というものを本当に基本懇が条件としておるのかどうか。私は、政府の方がその点について余りにも過度な心配をしておるのではなからうか、あるいは政策の上においてこのことを行うことが積極的よりもむしろ非常に消極的になつておるのではないかと、いろいろな疑問を持つわけでございまして、いま大臣のお話にありました原爆被爆者が特別の状態にあるということから基本懇も認めておるわけでございまして、この特別の状態ということをはつきり認識をしていただかねばならない。そして、他の一般戦災者と比べたときに、この方々がどのような悲惨な状態にあるか、さらには今後体になき不安を持ちながら、あるいは生活に不安を持ちながら、一般の戦災者とは異なるそういう特殊の状態にあるということ、これはお認めいただけるでしょうか。

○大谷政府委員 原爆被爆者が放射能による健康障害、すなわち特別の犠牲であるということについては、政府としては従来からそういう立場に立ちまして、いわゆる原爆二法によりまして一般の社会保障とまた違った意味での手厚い手当てをしてきているところでございまして。

○平石委員 もう一つここで伺いをしておきたいのですが、国の責任を明確にして国家補償とい

う形で現行法にどういう法律がございましてか、お知らせをいただきたい。

○大谷政府委員 不法行為に基づく国家補償につきましては、いわゆる国家賠償法、また適法行為に基づきます損失補償というものにつきましては、土地収用法あるいは農地法といったようなものが挙げられております。

○平石委員 現行憲法に認められておる国家補償の考え方、これはいま局長がお答えいただいたことは当然のことだと思ふ。そこには、いま発言にありましたように違法だとかいったような一つの話が出たわけですが、それは当然のこととして、いわゆる国の行為として行われた。適法に行われたか違法に行われたか、もちろん戦争行為は国の行為であつて、しかもそれは国を挙げての戦争でございまして、違法、適法は一応抜きにして、合法的に行われたと仮定をしたときに、しかもそれによつて損失をこうむつたというものは国家補償という線に入りますか、入りませんか。

○大谷政府委員 基本懇で申し上げられます国家補償と申しますのは、いわゆる広い意味における国家補償の立場でございまして、原因行為のいかんを問わず、結果責任に基づくその結果の発生に着目した国家補償、こういうことを申されているわけでございまして、私もその趣旨に賛成をしていくわけでございまして。先ほど申し上げました不法行為に基づく国家補償あるいは適法行為に基づく損失補償といったものと違つた広い意味における国家補償の概念だというふうに私は理解しているわけでございまして。

○平石委員 そこは私も、その意見は違ひません。やはりそれぞれの学者の論文等も見させていたいただきました。原因行為が適法であらうが違法であらうが、結果責任としてそこに生まれたものについてはやはり国が責任を持つて償ふべきである、これは学者の先生方のそれぞれの御意見もここに出ております。

さらに、基本懇の中におられる田中二郎先生の論文を見ましても、いま局長のおっしゃつたよう

に国家補償とそれは呼んでよろしい、しかも両者を合わせて国家補償ということに今後はいくべきであり、現在のように違法あるいは適法と二つに分けたのでは十分にこれらの損失をカバーすることができないのだ、だからこれを結果責任または危険責任としていくべきだという田中先生の論文もございませう。そのことが今回の基本懇の中にあられてゐる、私はこういうふうに思うわけでございませう。したがって、いま局長のおっしゃったことと私の間にその意見の相違はございませう。そうなりますと、国家補償というものについて政府が逡巡する必要はない、むしろこのことを基本懇は求めている、私はこういうふうに言わざるを得ません。

ただ、先ほど大臣が言われた条件云々ということがあります。その条件云々について、いまの戦傷病者遺族等援護法、この中には身分というものが大きな一因との間に一つの法律関係のないものはとてもそこまで、この被爆者援護の問題はそこまで持ち込むことは困難であるということが基本懇の中にもあるのです。身分というものがそれほど重要なものかどうか、前段において確認をいたしました、原爆投下は国の行為に起因するものである、そして被爆者の損失との間には因果関係があるのだ、この三点が確認されて、そしていま上の、そこに身分関係が入ってくる、なぜここに身分関係が入ってくるのか、お答えをいただきたい。

○大谷政府委員 確かに国との身分関係の有無と国家補償との間には関係がないということは先生御指摘のとおりでございます。しかし、旧軍人軍属等に対します援護策というのは国が使用者、つまり使用者責任というのに基づいて行っているものでございまして、基本懇報告にもございませうように、原爆被爆者をそういつた使用者責任という考え方で同一視するわけにはいかないというふうに私は考えているわけでございませう。

は必要だということ、これも理解できます。だがそれだけで、昔の、いわゆる戦前からのもので、あるいは戦後新しくできたものでございませうけれども、やはり身分に執着をしておられる。それで、少なくとも法律関係がなければならぬといったことがこのように厳しく行われておつて、しかもだんだんとその野を広げて身分関係に縛り込んできた。私はその野の拡大ということについては大変評価するものでございませうけれども、身分関係のない人に——私はこの前も指摘をいたしました、あの未帰還者留守家族等援護法を見ますと、二条の二項二号、これは民間人であつても身分関係のない、そういう方々が国の責任において処遇を受けておるわけです。この条文をこへ挙げてもいいのですけれども、もう御存じだと思つて申し上げませんが、いずれにしろ民間人を国家の責任において援護する、こういうことがなされておりますが、これはなぜなされたのですか。

○大谷政府委員 未帰還者留守家族等援護法は、確かに先生おっしゃいますように、軍人であると民間人であるとを問わずこれを適用しているわけでございませう、これは軍人、民間人を問わず内地に帰還したくとも帰還できないという未帰還者が置かれたという特殊の状態というものを着目した制度でございまして、これを原爆被爆者の問題と同列に論じるということはやはり違つたのではないかと、私どもは考えているわけでございませう。

○平石委員 それなら、一般戦災者とは特別の状態にあるという、基本懇も指摘をされてございませう。また答弁の中にも、一般戦災者とは違つた特別の状態であるということも最前確認を願つた。ここに相違がありますか。

○大谷政府委員 原爆被爆者の特別の犠牲と申しますのは、やはり原子爆弾による放射能による特別の犠牲、こういうふうな特別という意味を私どもは理解しているわけでございまして、未帰還者が帰還したくとも帰還できなかった、つまり主人

が大陸におられて戻ることができなかったという特別の状態とは若干違ふのではないかと、いうふうには私も考えておるわけでございませう。

ただ、戦災者との関係につきましても、そういう放射能というものの関係につきましても、やはり原爆につきましても特別の犠牲であるというふうには私も理解しているわけでございませう。

○平石委員 特別の状態が同じような状態にあるが多少ニュアンスが違ふというだけで、そこに違ひが出てくる。私はいまの答弁は非常に苦しいと思つた。だからむしろ明確に国の責任ということ、先ほど認めたのですから、そこでもう一歩踏み込めないか。理論的に考えたときにいまの御答弁はまさに苦しい答弁、しかも一方では身分を言ひながら、未帰還者留守家族等援護法においては身分というものをその中でつけておる。これは国の責任です、特別の状態です。だから原爆被爆者についても特別の状態ということはあらゆる機関において認めておるのです。政府も認めておるのです。それだつたらなぜ国の責任ということとを明確にできないか、あるいは法文にこれを盛り込むということがある。戦傷病者遺族等援護法にあるいは未帰還者留守家族等援護法に「国家補償の精神に基づき」とあるのは「国の責任において」と法文に出ておるのです。なぜそこまで踏み切れないかと私は非常な疑問を持つわけで。

私も野党がござつてすでに四回、今回で五回被爆者援護法を提案し、国家補償の精神を求めたのも、まさにここにその理由があると言わなければならぬ。そういうことから考えたときに、私は、政府はもう一歩踏み込んでこのことに対処してもらわなければいかぬ、このように考えるわけですが、政府が国家補償とかあるいは国の責任という文を明文でもつて明らかにしたい、このような考えがあるのであれば、一歩下がつて法体系、援護の内容、これがそういう戦傷病者等に

出ているような援護強化の体制に現行法の中でできるかできないか、一言お伺いしたい。

○大谷政府委員 先ほどから先生がおっしゃつておりますように、また基本懇の答申でも触れられておりますように、広い意味における国家補償の立場に立つということにつきましては、政府としても再々申し上げておるところでございませう。しかし、広い意味の国家補償に立つと申しましたも、現実の原爆被爆者に対する対策というのは、基本懇答申でも、

結局は、国民の租税負担によつて賄われることになるのであるが、殆どすべての国民が何らかの戦争被害を受け、戦争の惨禍に苦しめられてきたという実情のもとにおいては、原爆被爆者の受けた放射線による健康障害が特異のものである、「特別の犠牲」といふべきものであるからといって、他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生ずるようであつては、その対策は、容易に国民的合意を得がたく、かつまた、それは社会的公正を確保するゆえんでもない。こういうふうな述べられておるわけでございませう。

先ほど大臣もお述べになりましたように、私も似たしたしましても精神におきましてはそういう広い意味の立場に立つておりますけれども、現実の政策としてはやはり現実に着目いたしまして相当な補償でこれを実施していく、こういう考え方に立つておるわけでございませう。

したがうして、今回国会に提出いたしております政府改正案におきましては、それ相応に政府としても努力して予算を提出させていただきます、こういう次第に考えているわけでございませう。

○平石委員 それでは角度を変えていきたいと思います。

社会保障の各法がいろいろございませう。これの基本となるものは一体何でしょうか。

○大谷政府委員 社会保障は社会の構成員が連帯してその日常生活の不安をカバーし、生活の安定を図る、こういうふうには私どもとしては理解しているわけでございませう。

○平石委員 社会保障の根底には私はやはり個人責任があると思う。まず個人責任。みづから生活

を確立し、みずからやっていくというのがいまの日本の体制の根幹にあると思う。それが、あるいは失業したとか、病気をしたとか、あるいは死亡したとかいったようなことでみずからできないような方々がたくさん生じてくる。それはあくまでも個人の責任としてそのまま放置することはできない。だからこそ憲法二十五条には最低限度の生活を保障してあるわけです。そこに、やはり国の責任で行ったことなのか、個人責任なのかというところに私は大きな分かれ目があるかと思う。したがって、私はこの社会保障ということにつきましても国が最低限度の生活を保障するという意味において国の保障に相違はございませんけれども、さらにその奥の根底には個人責任であるのかどうかというものが流れておると私は思う。その観点に立つならば、現在の社会保障のそれぞれの体制というものはやはりそこから出発してきている。

そうなりますと、いろいろな面においてこれが施策の上にあられてくる。大きなものは何かといえどもそこに所得制限の問題が出てくるわけですから、所得の高いものは一応国家のそういう保障については御遠慮いただきたい。このことがそこには許されておるわけです。

ところで、この被爆者の問題については先ほどからもたびたび確認したように、これは国の責任であつて個人の責任ではないのです。国の責任である。そこにいま言ったような所得の制限が云々といったようなことが現行二法の中に出ておるわけですが、その矛盾、そこをどうお考えでしょう。

か。お答えをいただきたい。

○大谷政府委員 確かに国家補償は国の活動によつて生じた損害を国が救済する制度である、また社会保障は社会の構成員が連帯して生活の安定を図る制度であるという点には非常に明確に区別されているわけでございます。

しかし今回基本懇が提案されました結果責任に基づく国家補償といった考え方は、従来の国の不法行為に基づく損害賠償あるいは国の適法行為に

基づく損失補償といったものよりは非常に広い概念でございます。これにつきましては基本懇でもる述べておられますように、また先ほどからも申し上げておりますように、国民の合意を得ることのできる現実における公正妥当な範囲の補償が相当な補償である、こういうふうに述べられておるわけでございます。確かに概念といたしましては社会保障と国家補償というものは明快に区分されているわけでございますけれども、現実の問題といたしましては、やはりその間に当然国民の租税負担によつて賄われるという底辺の事実と、このに着目いたしますならば、そのところはこういふ基本懇で述べられているような公正妥当な範囲の補償に現実のところとどまらざるを得ないというふうに考えるわけでございます。

○平石委員 いま申し上げたように、社会保障の理念の中では、個人の一つの責任というものが果たされない場合に、そこには税金でもってこれらの保障をしていくということは国民的なコンセンサスを獲得しておるわけです。

それからこの被爆者援護について、局長はいまたびたび国民のコンセンサスとおっしゃるのですが、この国民のコンセンサスというのは特別の状態、先ほどへ戻りますけれども特別の犠牲を受けておるといふこと、ここで国民のコンセンサスを

得られない、あるいはこの基本懇が言うておるのは非常にりっぱなことをおっしゃつておるのですが、最後にアウトになつておるところは国民のコンセンサス、合意と、もう一つは身分がないのだということ。この二つのいわば技術論でもつてどうも現状においてはこのままですといったようなことになつておると私は思うのです。

だから、国民のコンセンサスを得られない、あるいは税金でもつてやらなければならぬ、このころの配慮はよくわかるのですが、この悲惨な状態を考え、特別の事情ということをお認めになるのなら、ここにもありますように、「結果責任」として、戦争被害に相応する「相当の補償」を認めるべきだという趣旨である。これは明らかに

国の責任として相当の補償を求めておるわけですが、そして現行においては全く、いまずと論議をしてきました社会保障的な考え方へそのまゝ戻つてきてしまふ、こういう施策になつておるわけですが、この相当の補償については部分的にはございまして、この相当の補償というものは特別の状態といふもの、特異な爆弾によるものだということとを認識いただければ、国家補償としての体系が現行二法の中においてもとれないことはない、字句にこだわらず、このように感ずるわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○大谷政府委員 再々申し上げておりますように、原爆被爆者につきましては、特別の犠牲であるといふことにつきましまして、政府としてもこれを認めていくわけでございます。原爆二法というものは、原爆二法という一般戦災者とは異なつた意味で、このによりまして一般戦災者とは異なつた意味で、いろいろの手当であるいは医療等につきましまして、国として処遇をいたしておるわけでございます。政府としてはできる限り原爆二法によりまして手厚く処遇してまいりたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○平石委員 ここに一つの新聞記事がございます。これは自民党の安倍政調会長、この方が四月十二日、広島市の自民党選出の中川秀直代議士さんの激励パーティーに出席をされておるわけですが、その激励パーティーに出席をされて、そのホテ

ルでお話があつております。そのときにこの被爆者の援護強化についての記者会見がなされておるわけですが。

この記者会見を見ても、非常にいいことをおっしゃつておられる。この中で、安倍政調会長はこうおっしゃつておられます。「自民党としては現行の原爆医療法と被爆者特別措置法の改正を重ねて、被爆者対策を充実できると考えている。原爆被爆者対策基本問題懇談会は、現行二法が国家補償的性格を有すると結論づけ、お

り、死没者への弔慰金支給も現行二法の中でできないことはない、こうおっしゃつておられる。

「厳しい財政状況の中で、政府はまだ踏み切れないが、一般戦災者の補償問題なども含めた全般的な戦後処理を見直そう」という声も党内で高まり、弔慰金も検討しなければならぬ。」というお話があつておるわけですが。自民党さんの党内の、しかも幹部でいらつしやる安倍政調会長がこういう記者会見をしておられるわけですが。

私が先ほどからずっと質問の中でお伺いをしてきたこともまさにこのことです。したがって、現在の原爆二法の中においてすら弔慰金を遺族に対して検討しているのか、こういう党内論議が高まつておるといふことですので、政府がいま答へておる中で、そういうことはできません、できませんとおっしゃつておられますけれども、国内世論とい

いあるいは与党である自民党の幹部の方ですらこういうことこの発言がなされておる。大臣、どうお考えですか、一言お答えいただきたい。

○園田国務大臣 安倍政調会長の発言は、私の考え方と逆行しておるとは考えておりません。少なくとも戦後の戦災者に対するいろいろな施策、これは戦前から戦後、今日とは大分国民感情もまた議会における論議も変わつてきておるはずであります。当初はやはり前の犠牲がありまして、身分関係というものが非常に重く見られておつた。この前の戦争自体が、最初は外へ出て行つて、鉄砲やその他を持って戦つた人の戦争でありましたが、中途付近からは好むと好まざるにと

らず国民全部がこの戦いに参加したわけでありま

す。

しかも、この戦災者対策というのは日本にとつては戦後の処理でありますから、今後そのようなことがないようにというふうな前提に立たなければならぬ。だとするならば、国との身分関係を重視をして一般の戦災者と非常な格差があるといふことは、これは逐次縮めていって、国との身分関係といふものはだんだん薄くしていくのが当然だと思ひます。

そうすると、やはり戦後の被災者の対策という

ものは、その災害の重度、軽度、特別な災害、こういうことが重点になっていくべきであると考えられているわけですが、しかしながら、口では簡単に言いますが、被災者というものは国全般に広範でございまして、これをいまま急激に、一般戦災者と身分関係のある者と一緒にするのは、なかなかこれは法律だけの改正ではなくて全般の骨組みを変えていかねばならぬ問題でありますから、現実としてはこれは大変むずかしい問題であります。

そこで、その一番上に飛び出しているのがこの被爆者の問題でありますから、社会保障から国家補償の理念にと逐次とびらを開いていって、そしていまの所得制限の問題も、弔慰金その他の問題も、厚生省としては不必要だと言ったわけではなくて、財政当局といろいろ相談をしましたが、なかなか困難である。そこでこれができませんためにいろいろな手当の引き上げとか新しい費用の支出を考えたわけでありまして、したがって所得制限の問題も、この被爆者に対する所得制限は今年度の予算から撤廃をしようというわけでありまして、現に障害を受けておられない方あるいは放射線の影響が間接的である方、こういう方に対してのみ所得制限が残っている、こういうことでありまして、おっしゃることもよくわかるし、安倍政調会長の発言も決して私はわれわれの考えと違っておると思いません。

しかしながら、現実の問題として政府・与党の方々が苦勞されたのは、その弔慰金その他ができない、そこで何か方法はないかと言って考えて実現をしてもなかったのが今度の諸手当の引き上げあるいは諸手当の創設、こういうことでござい

○平石委員 大臣も安倍政調会長とそう意見の相違はない、こういう御発言です。いろいろと現状というものの話もございました。一挙には困難なところがあるようにございまして、けれども、このようにだんだんと被爆者援護強化については変わってきておるといふことです。そういう御認

識をまずいただきたいと思います。そして私は身分関係についてももっと詰めてみたいとは思っておりますが、時間がございまして十分な詰め方ができません。これは、一身分関係については当然そこには使用者責任といふものがその根底にありますが、それから、一概にどうのこうの言えませんが、ただそこはまあ一応、時間がなければ下げるのでございまして、先ほどちょっと指摘したように、身分関係のないところまで国家補償が踏み込んでおるといふ事実、これはお認めですね。

そうしますと、いま大臣がおっしゃった一般戦災者との関係その他の関係等から、現状においてはなかなか困難です、ただ法律を変えたということだけにとどまらず、根底からその体系を変えねばなりませんので大変困難だといふ大臣のお言葉があったわけですが、しかし、先ほど御指摘を申し上げたように、身分関係のない民間人について、特別の状態という特別枠でもってそこに認めておるわけですから、踏み込めないことにはないはずだ、こう思うわけであり、そういう考えがあるからこそ、安倍政調会長が弔慰金についても検討といふことを言われておると私は思う。もうそこまで来ておるといふことです。そのことをひとつ御認識をいただきたいと思うのです。

それで、ここでもう一つ、「必要の原則」というものが書いてございまして、「公平の原則」というのは、先ほど私ずっと申し上げてきたのが一応公平である、公平にやらねばならぬ。ただ、公平は特別の状態といふことにおいてそれを見ていただかなければならぬ、一般戦災者との間の公平の原則といふことも考慮に入れねばならぬけれども、やはり「必要の原則」を重視し、現実の必要に応じ手厚い行き届いた対策を講ずべきである。ここへ今回の改正案が持ってきておると私は思うのですが、一方、戦傷病者の法律の中にも必要の原則といふものはある、それはどういふことかと言いましたら、傷病によつてはそれぞれ款症で手厚い行き方が違うのです。そういう面から見ますと、この被爆者においても、基本態の報告

の中にもありますが、重症の方もあれば軽微の方もおられるし、いろいろである。それはいまの法律の中でもそれぞれ十分対応できないことはない、このように感ずるわけですが、局長の考えをお聞かせいただきたい。

○大谷政府委員 基本態において必要の原則を重視せよというふうに申されているわけですが、今政府が提案いたしております中にも、特に近距離被爆者に対しては医療特別手当あるいは原爆小頭症手当を創設いたしまして、また所得制限を撤廃する等の措置を講じているわけでございます。

○平石委員 政府の言うことは一向にわからぬのです。一方では国の責任を認め、一方では所得制限を認め、部分的には所得制限の撤廃ということになされておる。これは非常にいいまいなのです。だから私は、少なくとも所得制限についてはすべてにわたって撤廃ができないかと思うのです。現在、支給率はどのくらいになっておりますか、お答えをいただきたい。

○大谷政府委員 九六%でございます。

○平石委員 あと残った四、五%にまだ所得制限がかかっているわけですが、これをかけておる理由をおっしゃってください。

○大谷政府委員 これにつきましては、先ほどからいろいろ御議論いただいておりますように、広い意味の国家補償の見地に立っているわけでございます。先ほど申し上げましたように、原爆被爆者と称せられる方の中にも、放射線被爆の程度によつては人によって相当の差がございまして、多量の線量を被曝した人から被曝の可能性が少なかった方々まで、いろいろな方々が含まれておるわけでございます。基本態の中ではそういう点に着目して、必要の原則によつて必要な方にだけ行き届いた対策を講ずべきだ、こういうふうに申されているわけでございます。

したがって、政府としては、近距離被爆者の方々は、医療特別手当あるいは原爆小頭症手

当につきましては所得制限を行わないということにいたしましたわけですが、健康管理手当その他の方々につきましては、その健康障害の程度が認定被爆者の方々に比べますれば若干少ないというふうなことで、これについては所得制限を撤廃することは非常にむずかしいと考えたわけでございます。

○平石委員 今回の小頭症手当あるいは医療特別手当については、所得のいかにかわらず、こうなっております。これはいまの御答弁にありました、所得制限を撤廃した理由はどういふことですか。

○大谷政府委員 先ほど申し上げましたように、放射線被爆の程度はいろいろであるけれども、そういった重い方々についてはできる限り手厚くやるようにという基本態の御趣旨に沿いまして撤廃したわけでございます。

○平石委員 全面的な撤廃ということとは非常に困難なようなお話ですが、いままでときどきお聞きしておるところによると、予算編成の時期には、厚生省としてはこの制限撤廃については相当努力なさっておられるようですが、これは事実ですか、どうですか。

○大谷政府委員 従来からできる限り所得制限を撤廃したいという努力はしてきたわけでございます。しかし、五十六年度の予算編成に当たっては、先生も御承知のように社会保障全体で非常に厳しい状況がございまして、むしろ所得が本当に少ない方に手厚くし、若干御無理いただく方については所得制限を課して、政府全体として必要な方々に社会保障を徹底しよう、こういった大きな考え方が一方にございました。

そういった中では、この原爆被爆者といえどもその例外ではあり得ないわけでございます。私どもとしては、そういった大きい社会保障全体の考えの流れ等をにらみながら、一方では広い意味の国家補償に立つべしということで、社会保障につきましても所得制限をやるといふ中でこれについては撤廃することにしたわけでございます。

○平石委員 所得制限を撤廃するという事で努力せられた、こうおっしゃるわけですが、結局一時間かかって質問を申し上げましたが、考え方は一緒じゃないですか。そして所得制限は、先ほど御指摘もいたしましたが、少なくとも所得の高い方は個人の責任でやりなさい、そして所得の高い方は御自分で、これが方々なのだという思想が出てきておられるわけです。これは原爆被爆の事実について国家責任を認めてない証拠です。被爆したことはあくまでもあなたの責任です、所得の高い方は御遠慮いただきたい、こうなっておられる。論理が矛盾するのです。だから安倍政調会長がこのことをおっしゃっておられる現状から考えたときに、所得制限をもうすっきり撤廃をして、そして少なくとも現行法の中において国の責任というものを明確にすべきであるというように感ずるわけですね。

厚生省の努力は努力で私も承知はいたしておりますけれども、ひとつと努力をしていただいております。少なくとも私も被爆者援護法を提案しております。その趣旨というものは、その理由というものは十分お考えをいただいて、現在なし得るところの政府の処置としては、所得制限の撤廃を行っていく、そして法律の中に国家補償という大きな責任を明確にしていく、このことを私は強く要望をして私の質問を終わらせていただきますが、いまの質問の経過あるいは私どもの言わんとするところをお聞きいただいた大臣から一言最後に所信をお伺いして、終わらせていただきます。

○園田國務大臣 一時間を通じてなされた質疑の御趣旨は十分理解をいたし、私もそういう方向に努力をしたいと考えております。

○平石委員 以上で終わります。

○山下委員長 小淵正義君。

○小淵(正)委員 私はまず最初に、昨年の暮れ基本懇から答申されました内容について、若干ただししたいと思うわけでありまして、

では十分認めておるわけですが、結果的には、一般戦災者との対比の中で、国家補償的な立場で取り組むことについては国民的合意を得るのが非常にむずかしい、困難だ、こういうことが結論じゃないかと思ひます。

したがって、その意味で考えてみますならば、しからば国民的合意というものは何かということになるわけですが、その前提としては、一般戦災者というものが大体どのような状態に置かれているのか、一般戦災者の実態は大体どういうものか、そういうものを十分把握した上においての比較において初めて国民的合意という問題の議論ができるんだと私は思ひます。

そういう意味でお尋ねするわけですが、政府はこの原爆被爆者以外の一般戦災者といいますが、第二次大戦においていろいろと被災された一般国民、俗に言う一般戦災者の実態というものをどのように把握されておられるのか、この点についてまず政府から見解をお尋ねしたいと思ひます。

○持永政府委員 一般戦災者の数でございますけれども、さきの大戦におきまして一般戦災者の数は、二十四年に経済安定本部が調査をしております、その報告書によりますと、死亡者が約三十万人でございます。負傷者が三十四万五千人というふうなことの報告が出ております。

○小淵(正)委員 要するに一般戦災者の死亡者が三十万、負傷者が三十四万五千人ですか。それから空襲その他によりかなり家屋、財産を損失したわけでありまして、そういった実態についての把握はどの程度行われておられるのか、その点をお尋ねいたします。

○持永政府委員 財産については特に把握いたしております。

○小淵(正)委員 一般戦災者の中で亡くなられたのが三十万というのは、沖繩も含めた数字ですか。

○持永政府委員 沖繩はその中には入っております。いま申し上げましたのは、内地におけるい

わゆる一般戦災者の数でございます。

○小淵(正)委員 それでは次に、負傷された方が三十四万五千人程度だということでありまして、この中で俗に言う身体障害者に該当するようない、後遺症で、たとえば手足をなくした、そういう意味で少なくとも一級から五級くらいに相当するようない負傷者というものは大体どの程度おられるか、その点の把握はできておりますか。

○持永政府委員 いま私が申し上げました数は、昭和二十四年に経済安定本部が一般的に報告をいたしましたものでございまして、その中で身障者の該当者が幾らあるかということは、直接には把握いたしております。

○小淵(正)委員 そうしますと、亡くなられた方は別として、負傷された、障害が残って今日も生存されておられる人がかなりおられるのじゃないかと判断はできるわけでありまして、そういう人たちにたいして実態がどうかということ、全然国としては今日まで承知していないということですね。

○持永政府委員 一般戦災者の方々につきましては、今日まで特別の援護施設をいたしておるわけじゃございませんで、一般社会保険施設の充実強化という形でそういった方々に対する福祉施策を充実してまいっておるわけでございます。現在のところ、実は身体障害者の実態調査をやっておりますが、その中に一般戦災者の方々の調査も含めてやっております。この最終報告があと二、三カ月――現在集計中中ございまして、その調査の集計が終わりましたらおおよその実態がある程度わかるのじゃないかと思ひますが、現在はその調査の集計を行っているという段階でございます。

○小淵(正)委員 わかりました。

じゃ、少し話を移しますが、基本懇の中では、そういった戦争犠牲者の中における一般戦災者との兼ね合いの中で非常にむずかしいという結論を出されておるわけでありまして、そういう中であらう一つ私も疑問に思ひます、実は政府が戦争犠牲者といひますか戦後処理の中で、海外引き揚げ

者に対する特別交付金制度を設けて、二回にわたってある程度国としての一つのものを行った実績がございまして、この問題は基本懇の中ではどのような議論がされたのですか、そこらあたりについて状況を……

○大谷政府委員 基本懇においてはこれは直接議論の対象とはされなかったわけでございます。これにつきましては、引揚者給付金及び特別交付金というものが、引き揚げに伴いまして生活の基盤を失った引き揚げ者に対する更生援護ないしは在外財産問題の処理というものを目的とした特別的政策的措置であつたというふうに考えており、被爆者に対する措置、対策とは全く質の異なる問題であるというふうに考えられてきたわけでございます。まして、基本懇におきましては直接議論の対象とはならなかったわけでございます。

○小淵(正)委員 確かに質的にはこれは全然違った内容であります、戦争犠牲者という意味においては同一なところに置かれるのじゃないかと思ひます。したがって、やはり財産をなくした一つで引き揚げられてきた人に対する国としての、不十分でありましようけれども、一時何らかの形における若干の補償的な措置を行ったのが交付金制度だと私は思ひます。

要するに戦争犠牲者といひますか、そういう者に対して国がいろいろ行っている中に、一般戦災者は今日まで放置されておる。原爆被爆者は一部原爆医療によつて医療面における国としての取り扱いがされておる。それから直接的なあれじゃないにしても、戦争犠牲者の一つとして引き揚げ者に対しては国としてのそういう措置を行った。私は、今回の基本懇で、特に原爆被爆者に対して、特別の犠牲という意味においては十分認めながらも、他との兼ね合いの中で非常に困難だということとで実態処理されてしまったということを考えますならば、やはりもう一度戦争犠牲者というものを同一に並べてみて、そういう中で果たしてどうなのかという議論がされなければならぬと思ひます。

そういう点で、ただ質が違ふからということばから基本懇の中心にまでいろいろ議論することは、これはどうもならぬでしょうけれども、そういう意味で、私は基本懇の答申の内容を見まして片手落ちな感じがしたわけでありまして、お尋ねしたわけでありまして、そういう点では戦後戦争犠牲者に対して国がどのような形のものをお尋ねしたわけでありまして、そういうことを全部洗い直して、そういうものをすべてさらけ出した中で、こういう結論が出されたのかどうか、そのときの基本懇の状態についてももう少し事務局として把握しておれば、実態をお教えいただきたいと思ひます。

○大谷政府委員 今度の戦争はわが国全体を巻き込んだ大変な戦争でございましたので、大なり小なり国民すべてがその犠牲になつてゐるわけでございます。したがって、そういう戦争災害につきましても、戦後一般的には社会保障によつてできる限りこれを救済していくという考え方でございまして、先ほど先生御指摘のように、特別なものにつきましてもそれぞれ特別の立法なりあるいは予算措置なりを講じてやってきましたわけでございます。原爆被害につきましてもいわゆる原爆二法によりまして、特別の犠牲につきましても一般の社会保障のほかに特別の措置を講じてきたというところでございます。

ただ、基本懇の中で戦争災害全体につきましてもその大小あるいは高低といったものについて議論をいたしました。これを並べてやつたというよりは、いたされませんのでございますが、基本懇報告にも、一般戦争被害との関係においてはいろいろ御議論されまして、それが書かれてゐるわけでございます。

○小淵(正)委員 基本懇の中身をいろいろ言つても始まらぬわけでありまして、ただ、私も基本懇の内容を読みまして、結論的には少なくともそこまでするわけでありまして、結論的には比較論をされておるわけでありまして、原爆被害者は特別の犠牲だという意味においては認めながら

も、公平の原則といひますか、そういう立場からむずかしいということ逃げたわけでありまして、言葉は悪いのですが、そういうことを考えますならば、そういう戦争犠牲者というものは実態としてはどのようなものか、そういうものの把握をどこまでされてゐるのか、国はそれに対してどのような措置を行つてきたのか、そういうものを全体として並べて比較議論された中で初めてこういう結論が出されるのが至当だと思ひます。

そういうものがされない中で、ただ原爆被害者と一般戦争被害者の関係の中で、どういふことを出されてくるかということ、被害者団体が非常に憤りを持って今回の答申の内容について抗議の声明を出したのもやむを得ない措置だと私は思ひます。そういう点で、いま基本懇の中身についてのお尋ねをしたわけでありまして、それ以上お尋ねしても、直接当事者でないわけですからその点はもう省きますけれども、そういう意味では非常に遺憾なことだと思ひます。

そういう意味で今度お尋ねいたしますが、あと一つ、戦争犠牲者ということでは特別な犠牲者ではないのですが、自分たちの住まいが戦場になつた沖繩のあるわけでありまして、この沖繩の戦争犠牲者の人たちに對しては国はどのような措置をとられてきたのか、その状況をお示しいただきたい、かように思ひます。

○持永政府委員 先生御承知のとおり、米軍が沖繩へ上陸いたしました。現地で実際の戦争が始まつておるわけでございます。私も所管しております遺家族援護法の中に、戦闘参加者につきましても遺族年金、障害を受けた方については障害年金を支給するというような規定がございます。これは軍に協力をしたしまして、軍の命令のもとに戦闘参加したわけでございますから、そういう方々を準軍属として処遇しておるわけでございます。それで、準軍属として処遇されました沖繩の方々の数は、死亡者、いわゆる遺族年金が出ております死亡者が約四万九千人でございます。それから

障害者、障害年金が出ております方が約八百人というふうなことで推計をいたしております。

○小淵(正)委員 そうしますと、沖繩の人たちは戦闘要員に準じたという形の中で取り扱つたということですね。

○持永政府委員 戦闘に参加したということで先生のおっしゃることと変わりはなないと思ひます。

○小淵(正)委員 私がいまさら申し上げるまでもありませんが、今日の近代戦争は戦場だけが戦争でないわけですね。沖繩にしても内地にいたしましても、一方的にといひますか相手からの攻撃によつて多大な損傷を受けたわけでありまして、そういう意味では戦場になつたか否かという分類で物を見るというのは、戦争犠牲者の場合に、第二次大戦のときには近代戦の特徴からいって間違つた考え方はなかつたかという気がするわけですね。

そういう点で、実はわが国の場合には昔からの考え方といひますか、軍人軍属、それらはすべてお国のために生命を賭してがんばられたわけですから、それに対して国として適切な処置をすることとは当然であります。また戦場と非戦場はつきりし、非戦場におる人たちが別に戦争の危害を受けないというときの感覚で物を分けてやつてゐるのが今日までのやり方ではないかと私は思ひます。

そういう点で、少なくとも沖繩でもちろん戦闘状態の中に置かれてしまつたわけでありましてけれども、それと変わらないうのが内地で空襲を受けた人たちが、一般に言う戦争犠牲者、そういう意味ではほとんど区別がでないのじゃないか、かように思ひます。

その点について私の前の本会議の質問のときにも質問したのでありますが、同じ第二次大戦で同じような状況の運命に陥つた西ドイツ、あそこも戦場に国内がなつてしまつたわけでありまして、そういう西ドイツの戦後処理の実態を調べてみますならば、いち早く五〇年に戦争犠牲者援護法をつくり、それから数回にわたる改正を行つ

て、戦闘員、非戦闘員を問はずあらゆるそういう戦争犠牲者に対してのいろいろな国としての措置が行われた。私はその実態をいろいろと調査いたしまして、なるほど、ともかく新しいあいつた近代戦の中における後の戦争犠牲者に対する取り組みとしてはすばらしい取り組みではなかつたかと思ひます。そういう意味で日本は非常に旧態依然たる感覚の中で行われてゐるのが今日の実態でないか、かように思ひます。

したがって、ひとつこれは厚生大臣にお尋ねしたいのでありますが、どうでしょうか、私がいま申し上げようという意味では、まず軍人軍属は当然であります。戦争の様相が一変してしまつて戦場と非戦場という区別がつけ切れない、しかも非戦闘員も戦争に巻き込まれる、こういう状態の中で戦争犠牲者というものについて区分けすることが果たして実情に合うのかどうか、国として当然考えなければならぬ問題じゃないか、かように思ひます。ところが、そこあたりについて厚生大臣の基本的な考え方をお尋ねしたいと思ひます。

○田田国務大臣 先ほど申し上げましたが、戦争の様相が変わつてきて、この前の戦争では初期は兵器を持って外へ出ていった人が戦闘に参加したわけでありまして、中盤以降はすべての人々が好むと好まざるにかかわらず戦闘に参加させられたわけでございます。そういう意味で、国家との身分関係のみで格差をつけてやることは間違ひであつて、やはりすべての戦災者を対象にして、その中で特別に被害を受けた、その被害の程度、軽度ということからやるべきであると考えております。いままでの骨組みを変えていくことはなかなか大変であると思ひます、いまそのかじを切る一つの潮どきであると考えております。

○小淵(正)委員 いま大臣の基本的な見解をお尋ねして、私もその点については敬意を表するわけでありまして、当然私はそういう意味で、いまわが国の戦争犠牲者に対する戦後処理のあり方についていま一度問い直させて考えてみなければなら

ぬような時期に來ているのじゃないかと思うわけ
です。

私は原爆被爆者援護法の問題一つだけを取り上
げているのじゃないに、そういう戦争犠牲者に対
する援護的な立場から問題を見詰めて、実態面と
してやれるかやれぬかは別としても、いま大臣も
おっしゃられたように、いまは様相が変わった時
代ですからもう一度戦後処理のあり方について見
直して、そういう中で重い軽いという、軽いとい
う言葉はちょっと語弊がありましようけれども、
それぞれの状況に応じて国は何をなすべきか、国
としてはこれについてはこれだけしかやり切れな
い、しかし、やはり一連の流れといえますが関連
の中で全体を見詰めて、そういう中で総合的に一
つの施策をやっていく。ただ原爆被爆者が出てき
たからこれを原爆医療法でやる、戦争犠牲者の問
題が出てきたらまたそれについて何かやる、そう
いうことじゃないに、ここらあたりでもう一度こ
の戦後処理の問題について、戦争犠牲者に対して
国として腰を据えて見直してじっくりやらなければ
ば、いつまでたっても、戦後三十数年たった経過
の中でもこういう問題が次から次に出てくるのじ
やないかと私は思うわけでありますが、そういう
点で、厚生大臣の前向きな姿勢の中で、政府の
あり方としてそういうものに取り組んで努力して
いくという方向についてはいかがでしょうか。

○園田國務大臣 現実としては大変困難な問題
ではあります、しかし、そういう一つの考え方
のもとにやってみなければならぬことは事実で
あると考えております。

○小淵(正)委員 そこをお聞きいたしました非常
に心強く思うわけであり、私がいま申し上げ
ましたように、そういう流れの中の一つとしてや
はり原爆被爆者援護法の問題もとらえていただき
たいというふうに思うわけです。そういう点で非
常にむずかしい問題がありましようけれども、少
なくとも政府の姿勢としてはぜひ取り組んでほし
いということをお願いしたいと思います。
それから、具体的なものにちよっと入ってい

ますが、終戦になりましてからこの被爆者問題が
クローズアップされてきて、三十二年です
か、ようやく医療法の問題が出てきたわけであり
ますが、その間お亡くなりになった被爆者の数と
いいますか、そういう実態は政府当局の方でつか
まれているのでしょうか。

○大谷政府委員 広島につきましては昭和二十一
年の調査で十二万人、長崎につきましては昭和二十
五年の調査で七万人ということを知っているわ
けでございますけれども、法施行前の正確な死亡
数については政府としては把握いたしておりませ
ん。

○小淵(正)委員 お互いにああいう非常に苦しい
時代で、混乱していた中から新しい秩序をつくり
出していかうという時代でありましたから、そう
いう意味でそれが把握されてないということにつ
いては余り責める気はありませんが、一歩下がっ
て私が考えるに、被爆者の中で一番放置されたま
ま亡くなっている人たちがこの人たちだと思
うのです。放置されたという言葉は悪うござい
ますけれども、原爆を落とされて以後少なく
とも数日の間にお亡くなりになった方、また、そ
れ以後平常と余り変わらないような状況に置かれ
ていながら被爆状態が出て亡くなられていた
方、大体二通りあるわけであり、特にそうい
う意味では、原爆被爆者の中で、元氣になられな
がら結果的には後遺症で亡くなられていった人た
ちが実は国から医療的な面でも何ら見てもらえな
かった。

そういう点で、たとえ実態としてはいろいろあ
りましようとも、三十二年以後は政府として一つ
の対策を立てようということになったわけですが
、三十二年までのその間に亡くなられた人たち
に対して政府として何らかの形でつて弔慰をし
て報いるということは最低限の問題としてやらな
ければいかぬ問題じゃないか、かように私は思う
わけであり、そのあたりについてどうでし
ようか。もちろん被爆者援護法の中では亡くなら
れた方々に対して弔慰金を支給しろとかいろいろ

言っていますけれども、そういうものがたくさん
ありますが、いずれにしても私としては、最低そ
の人たちだけには政府として何らかの形でその
いうものを何かすべきではないかと思うのであり
ますが、そういう点についての事柄を整理してい
く中で、そういう点だけでもとりあえず政府と
しては放置できないというところでその人たちに
対する何らかのものを国としてあらわす、という
ことについてはいかがでしょうか。

○大谷政府委員 再々同じような答弁でまことに
申しわけないのでございますけれども、弔慰金を
支給するという点につきましては、毎年申し上げ
ておきますように、政府としては大変困難であ
るというふうに考えております。

しかし、大臣が再々国会でも申されましたよ
うに、そういう点について政府としての姿勢を明
らかにせよという強い御指示がございまして、今
回の予算におきましては、被爆者慰霊祭の補助金
を増加する、あるいはまた遺族の方々に慰霊祭に
出席していただく旅費を算入する、こういうふ
うなことだけは大臣の御指示によりましてやっ
と算入をさせていただいた、こういうふうな状況
でございます。

この点につきましては、まことに申しわけな
いのでございますけれども、弔慰金を支給するとい
うことにつきましては私どもはそういう考えを持
っておらないわけでございます。

○小淵(正)委員 いま国として現状よりは若干前
向きに取り組んでいるということをお聞かせまし
たけれども、それはそれなりにわかります。しか
し、いま私が申し上げましたように、一つの区切
りとして昭和三十三年以降は、満足が不満足かは
別といたしましては国としてのそういう人たちに
対する何らかの形の対策はとられてきたわけであ
りますから、やはり三十二年までの一区切りにつ
いては何らかの国としてやらなければいかぬのじ
やないかと思うのですが、そういう点については
いまの答弁では全然脈なしという感じがしますけ
れども、先ほどの大臣のあいつた前向きな決意が

ら考えますならば、そういう線に沿ってこれから
の検討課題にする、そういうことまでの答弁は
できませんか、どうでしょうか。

○大谷政府委員 私も気持ちとしてはまことに申
しわけないと思うわけでございますけれども、今
日の時点になりましてはこれにつきましても何らか
の処理をするということは非常にむずかしいとい
うふうに考えているわけでございます。

○小淵(正)委員 何でもむずかしいのですか。むず
かしいと言ってしまう何でもむずかしいのです
けれどもね。

○大谷政府委員 すでに長い年月がたっておりま
して、その実態につきましても詳細把握すること
も非常に困難でございますし、また一方では、そ
ういった弔慰金あるいは遺族年金等の問題につ
きましても、政府としてもこういつた基本態の答
申を踏まえて現在の予算というふうになっているよ
うな状況をいろいろ考えますと、事務当局といた
しましてはこれはやはりむずかしい、残念ながら
むずかしいというふうにお答えせざるを得ないわ
けでございます。

○小淵(正)委員 先ほどの園田大臣の御答弁か
ら、少しでもそういう新しい決意の中で取り組ま
れるならばという感じがしたのでありますが、局
長の答弁を聞くとこれは全部逆戻り、またもとに
戻してしまつて、基本態、基本態というところで基
本態から一歩も出ないようなそういう感じがして
非常に残念であります。少なくとも、先ほど指摘
しましたように、基本態の答申内容自体が、原爆
被爆者だけにしぼって議論された結果がしれませ
んが、どうも私も私どもから見ると、基本態の結論と
して出されたものを見ると、そういう議論の経過
というものが全然突っ込んでやられていないで、
一般戦争犠牲者に対してどのようなあり方が一番
いいのかということの中から出てきた結論でない
という感じがしますから、そういう点では余り基本
態にこだわられることは非常に残念に思うわけであ
りますが、いま局長にいろいろ言っても無理かも
しれませんのでその点は申し上げません。

しかし、先ほど私は一歩下がった話として申し上げたのでありますが、そこらあたりを一つのことばに考えてこの問題と取り組んでいただかぬことには、この被爆者援護法の問題ほかにいろいろありますが、これはこれからの年々歳々ますます大きな動きになってしまつて、次に政府が取り組もうとしたときはえらいことになってしまふのじやないかという気がするわけです。そういう意味ではこの問題は早目に取り組まれた方が政府としては結果的にはよかつたのじやないかということになりかねないと思ひますので、そういう意味でいまだ少し考え方を変えた立場からこの問題をもう一度見直してみる、そういうことを特にお願ひしておきたいと思ひます。

次にお尋ねいたしますが、今回の基本懇の中で外国人被爆者それから被爆二世、三世と言われている人々について全然触れられていないわけですね。この点は基本懇では議論の対象にならなかつたのですか。

○大谷政府委員 基本懇は被爆者対策の基本的な理念、あり方というものについて御議論いただくという中で出発いたしましたので、そういった具体的な問題については御議論をいただかなかつたわけでございます。

○小淵(正)委員 そうすると基本懇の中でいろいろ議論するとき、こういう話は全然出なかつたのですか。

○大谷政府委員 私も出席いたしておりましたけれども、私の記憶に関する限りでは、もちろん二世の問題につきましては話題は出ましたけれども、外国人の問題等につきましては私は承知いたしておりません。

○小淵(正)委員 外人被爆者という問題でこれが最高裁までいろいろ争われたことが基本懇発足の一つの要因でもあると思うのですが、当局としてはこの外人被爆者に対してはどのようなお考えをお持ちでこれからやろうとされているのですか。

○大谷政府委員 原爆二法につきましては居住地主義でございますから、外国人が日本においでに

なる場合には二法を適用いたしましたして十分手厚くいたしたいというふうに考えているわけでございます。

○小淵(正)委員 次に、被爆二世並びに三世について健診を長崎、広島それぞれやられたと思ひますが、その状況、たとえば対象というか健診を受けた人たちの数、年何回くらいやられたのか、一般の傾向としてはどのような傾向が出たのか、そこらあたりひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○大谷政府委員 昭和五十四年に国会等の御議論を踏まえまして被爆者二世の健診を実施いたしました。これにつきましては、現在自分の健康障害が原爆放射線被爆によるものではないかという不安を持っておられる方あるいはまたそれによる健康障害が発生するのではないか、そういった不安を抱いておられるというふうな点に着目いたしまして健診を実施いたしまして、約一万八千人、正確には一万七千二百二十二人の方に対して健診を実施いたしました。

簡単に申し上げますと、被爆二世の方々の健康状態は、そのほかの一般国民の健康状態の調査との関係では余り変化がない、変わりがないという結果が出ております。しかしこの被爆二世の中には、そういった客観的な検査とは別に、意識調査では健康面に対して非常に不安を抱いておられる方が多い。約四分の一の方が、自分の体が悪くないかあるいは遺伝的影響がないか、その他そういった問題について不安をお持ちになっておられる方が非常に多いということが調査結果としてあらわれております。

○小淵(正)委員 わかりました。その資料をもしただけなら、ひとつ後でお願いしたいと思ひます。

次にこれは具体的な、現在取り組まれている制度の中の一つですが、国が原爆二法によつていろいろ施策を行っているわけでありますけれども、それ以外に地方自治体がみずから独自の立場で取り組みまれているいろいろなところがあるわ

けであります、そこらあたりの状況をひとつお示しいただければと思ひます。

○大谷政府委員 被爆者対策につきましては、各地方自治体におきましても地域福祉という観点からいろいろ御努力をいただいているところでございます。

たとえば、国の事業に対する上乗せ事業といったしまして入院見舞金等を支給する、あるいは健康診断の受診奨励金の支給をするというふうなケースがございます。

また独自の事業といたしましては、関係団体を助成するとかあるいは温泉保養所利用というものに対する補助をするというふうな、各自治体においていろいろ御努力をいただいているところでございます。

○小淵(正)委員 ちょっと質問のあれが雑であつたのですが、そういう地方自治体の数、何県くらい、何市町村がそういう独自性を持っているのやられておるのか、おわかりでありましたらひとつ。

○大谷政府委員 正確な数字はちょっとあれでございますが、国の施策に対する上乗せ事業といたしましては約七府県、それから単独事業といたしましてはやはりいろいろございまして、約三十三府県でございます。

○小淵(正)委員 これは話がまた戻つて申しわけないのですが、要するに三十三府県が何らかの形で原爆被爆者に対する独自の施策に取り組まれているわけですね。そうしますと、わが国の地方自治体の中でも三分の二余りの府県がこういった認識を持っておるということに大体とつていいと思ひます。こういうものが基本懇の中ではやはり議論の対象になりましたか。

というのは、国民的合意を得るのは、公平の原則というたてまえから非常にむづかしいということとが大きなあれになっている。しかしこの実態を見ますように、もうかなりの県が独自性を持ってこういうことでもやろうとしているわけですから、果たしてそういう実態を基本懇の人たちは承

知されて議論されたのかどうかということ、ちょっと話が戻るのですけれども、そこらあたりはいかがでしようか。

○大谷政府委員 こういった地方の実態についても十分御議論いただきまして御答申をいただいたわけでございます。

たとえば基本懇の報告の中で原爆被爆者対策は、国家補償の見地に立つて基本的には、国の責任において行つべきであるとしても、その具体的内容は、結局は被爆者の福祉の増進を図ることを狙いとするものであり、そのためには各地域の実情に即した対策が望ましく、このような地域福祉の見地からいへば地方公共団体の被爆者対策への協力が強く要請されるものと言わなければならぬ。

というふうに結論をいただいているわけでございます。

ただ、この結論だけを見ていただくとちよつと誤解が起こるかもしれません、たとえば地方が行っている事業と申しましたが、たとえば中には、たとえばその三十三府県と申しますのは、その地域にいろんな被爆者の方々の関係の団体等がございまして、それに対して府県が補助金を出してそれを御援助するというふうなもの、あるいは保養所の利用でありますとか、あるいは就職の場合にそういったお世話をするというふうなこととか、国として一般論としてよりはむしろ地域の実態に即してやつた方がよいというものが多うございまして、その点については文書だけ見ますと非常に冷たい、国の責任を回避するような印象もあるいは与えるかもしれないが、実態というものにはそういったものについて各都道府県の事業が行われるのは非常に妥当なことであると述べられておるわけでございます。

○小淵(正)委員 わかりました。じゃ次に移りますが、実は被爆者の方たちの一つの不安として、これは根拠があるのかどうか私も専門家でございませぬのでわかりませんが、こういうことがあるということをお紹介しながらひ

とつ見解を承りたいわけでありませう。

医療用のレントゲンという放射線、これではいゝとすると健康を受けておられるわけでありませうが、これは放射線のレントゲンの健康診断をずっと受けられると、何らかの形で体内に少しづつでも蓄積されてそれが残るのじゃないか、そういう説もあるそうですが、そういうこと等を考えれば、そういったいろいろ原爆被爆者に対する健康診断をやらせる場合に、できる限りレントゲンの放射線というよりも少し少しいろいろ不安がないような、これは医学的にほとんど蓄積されていくのかどうか私わかりませんが、そういう説もあるとかがということでは若干の不安を持たれてはいる方もおられます。そういう点からいいますならば、超音波装置というのですか、そういうものをもっとどんどん取り入れて、そういう形の中でやってもえぬだろうかというような、これは素人のあれで専門的なことはわかりませんが、これも、そういう意味での不安感を訴えられると同時に、そういう御要望が非常に強いのでございませうが、そこあたりについて当局としてはどのようなお考えでしょうか。

○大谷政府委員 超音波診断の問題は、昨年の富士見病院でわか知れたわけでもございませうが、やはりこの診断には限度がございまして、深部のがん等につきましてはレントゲンでありませうと診断できないというふうな現状もございませう。しかし先生御指摘のように、できる限りそうした放射線被曝を避けるということは医学界の常識になっておりまして、これは被爆者であるとか否にかかわらずできるだけ被曝量というものを少なくしようという努力が医学界でなされているわけでもございませう。ただ現在の医学の状況では、超音波診断をもつてすべてのレントゲン診断にかえるというところは非常にむずかしいのではないかと、また早期診断上問題があるのではないかと、うように考えるわけでもございませう。

○小淵(正)委員 次に御尋ねしますが、これは長崎の場合、私も長崎なんですけれども、端的な言

葉で地域拡大といいますが、東西が六キロで南北が十二キロ程度の広がりを見せている地域になっているわけですね。これはどんな理屈をつけようかと不合理には間違いないのです。こんな不合理、説明のしようがないと思いますが、そういう意味でたとえば半径八キロなら八キロ、十キロなら十キロという中ですべて包含すべきであるという意味での地域拡大の非常に強い要望が、県の世論として実は長崎の場合出てはいるわけでもございませう。

そういう中の一つの方法として、たとえば現在地域拡大で言われているのは、大体東西南北の関係からいって爆心地半径十二キロを範囲にしてひとつやってもえぬかというのが現在の強い声であります。

そういう十二キロの当時の在住者について国として一回全員健康診断をやっていたら、そして健康診断をやっていたら異常が何らかの形で認められるような人たちにのみ手帳を交付する、こういう措置というものは考えられないか。ただ十二キロ全部だめだということじゃなしに、そこに少なくとも一年間か二年間か定期の健康診断をやつて、そういう二回か三回の結果の上に立つて初めて判定して、異常な人ただけ手帳を交付する、こういう措置はどうだろうかということでは実はかなり出ておるわけでもありますが、そこあたりについてはどうでしょうか。ただ被爆地域を十二キロに拡大しろということじゃなしに、そういう方法での解決策も少し出てくるのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大谷政府委員 現在の被爆地域の指定につきましては、それはそれ歴史にいろいろ理由によりまして拡大をされてきたわけでもございませう。いま先生御指摘のように、その間に多少、恐らく指定地域とそうでない地域との間で感情的に考えまして若干問題があるかもしれないが、現実の問題として半径十二キロメートルというのには相当広い範囲でございまして、これについては現在確かに十二キロメートルのところも入っているところもあるわけでもございませうけれども、それにつきまし

て私どもの考えとしては、やはり歴史的に、たとえば地形だと風向きだとか雨だとかいろいろなこととで考えられてそういうふうになってきているわけだと理解しております。これを機械的に十二キロメートルの半径をもつて全員の方々に健康診断を行うということについてはやはりいかがかと、うように考えるわけでもございませう。

また先生御指摘のように、健康診断をやつてその結果を見たらどうかというお考えのようでもございませうけれども、これは医学的に見ましても全く不可能と申しましようか、その根拠がはっきりしないように考えられるわけでもございまして、それについてはやはりやる必要はないのではないかと、うように考えるわけでもございませう。

○小淵(正)委員 十二キロの問題で、これをここで余りやってもどうかとは思いますが、これをここで余り主張されているだけ、それなりの根拠がかなりあるのです。当日、十二キロの近くの人たちが屋根が一部吹き飛んだりやけどしたり、いろいろと部分的なそういう地域の人が出ておるのですから、それから落ちたときのながあつてそちらの方に飛んできたとか、いろいろそういうことだから、全然根拠なしで皆さんただ言われているのではないのです。その具体的ないろいろの例示はもういやというほど見せられておると思ひますので私は申し上げませんが、そういう意味で行政区域ごとには区切ったところはどうしても問題があつたと思ひます、現行の地域の指定は。

これはどうしても何らかの形で考えぬことには、われわれが考えてみましても、現在長崎市内のあそここの港の入り口の近くの深堀という町がありますが、ここは当時長崎市じゃないから指定から外れておる。ところが土井首という町は港の入り口からもう少し南の方に行つておるのでありますが、それは長崎市であつたから入つておる。これはもう明らかに、どのような理屈もつけようがないのです。

こういうような不合理がはつきりしておるのですから、何らかの形でやはりある程度、当時地上

五百メートルのところでは原爆が炸裂したと言われておりますが、それから言う半径何キロという形の中で考えていかないことには、これはどうしても今日の地域の指定では現状固定化ということでは絶対不合理でありますし、ぜひこれは、どこまでやるかは別としても、いづれ考え直してもらわないことにはいかな問題だということを申し上げ、そのための解決策として一つ申し上げたのでありますが、いろいろとまだ知恵をしぼれば出てくると思ひますので、その点はぜひ考えておいていただきたい、かように思ひます。

もう余り時間がございませぬのであと一つだけお聞きいたしますが、現行制度の中で地域被爆者手帳を交付されて、県市が、長崎の場合主に市が中心になりまして健康診断を二年一回やつておるわけですね。しかしこれはあくまでも本人の自主的な判断で健康診断を受けるか受けないか、本当に本人みずからの意思一つにかかっているわけですね。そういう点で考えますと、手帳だけは交付されて、健康診断は一回も受けない、もう二年も三年も四年もほつたらかす、そういうことが果たしてどうだろうかという感じがするので、たとえば健康診断を一回か二回受けて、五、六年はつたらかして健康診断を受けなかつた、それで今度はよつとぐあいが悪くなつたということで、医師に証明書をもらつて保健手当をもらつたとか、そういうことで手当てだけぐもらえとか、やはりそれでは基本態で言っている国民の合意を得るにむずかしいというふうな、被爆者以外の方が見たらいまの制度の運用の中にも若干そういう、もつと合意、理解を受け得るようなところでの問題点があると私は思ひます。

だから、そこあたり何らかの考え方をしないことには、やはりどう見てもその面だけを見れば、手帳を持たない人たちがから見ると不合理な、おかしいという形にどうしてもなりかねませうから、被爆手帳を持たれたら、ある程度健康診断を義務づけるというか、何かそういうようなものをしないことにはどうだろうかという、これは片側から見た場合の一つの意見なのでありますが、そういう

う意見もかなりあるのです。

だからそこあたりについていかがかというところ、非常に実態的な運用の中で、医者の診断によつて管理手当、保健手当がもらえるわけですが、非常にそこあたりの医者の判断の違いという、ある病院に行けば、だれでも手帳を持つて行つてちよつとぐあい悪いと言えはそういう証明を書いてくれる病院があるかと思へば、そうじゃない、本当に厳密にやつて、ちよつと簡単に書いてくれない病院もあるという問題とか、いま私が指摘したこういう二つの問題は現行制度の運用の中でもやはり考えていかないと、本当に皆さんの合意、理解を得るようなことになつていかぬのじゃないかという気がするのですが、そこらあたり、いかがでしょうか。

○大谷政府委員 健康診断を義務づけるということにつきましてはいかがかと思いますが、できる限り受けていただくように私どもとしても行政努力をいたしたいというふうに考えるわけでございます。

それから診断の格差の問題でございますが、確かに各府県で相当な差がございます。特に健康管理手当の場合非常な差がございますが、これにつきましても五十五年度から各県に認定委員会というのををつくつていただきました。できるだけ複數のお医者さんで相談してやつていただく、また年に一回のお医者さん方の研究会を開催いたしまして、そういった知識についての情報を交換して、できるだけ均一な診断の基準というふうな考へ方です。今後ともできるだけそういうふうにしておりまので、今後ともできるだけそういうふうな、各府県とも平等になるように努力をいたしたいというふうに考えるわけでございます。

○小淵(正)委員 ひとつそういう面についてはぜひ当局として強力な行政指導をやつていただきたい、かように思います。

時間も最後になりましたが、先ほどからこの原爆被害者問題等をあわせて、わが国の戦後処理といひますか、やはりもう一度振り返つてみた中で考へていかなければ、こういう問題は永遠

に続いてくるのじゃないかということを私は申し上げて、大臣の前向きな御見解をお聞きしたわけでありまして、この被害者援護法問題もそういうものの一つとして、私はこれからますます大きな世論になってくるのじゃないかという気がいたします。そういう意味でも、大臣の先ほど申されたそういう考え方の中で、非常にむずかしい問題でありますけれども、政府内部がそういう方向で動くような大臣の強力な御努力を特に期待したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○園田国務大臣 非常にむずかしい問題でもあるし、慎重を要する問題ではありますけれども、しかしそれは当然のことであつて、被害を受けた人が一人も残りなく補償を受けることは大事でありますから、そういう方向で努力をいたします。

○小淵(正)委員 ではこれで終わります。

○山下委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時三十三分開議

○山下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

労働関係の基本施策に関する件について、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願うことといたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○山下委員長 内閣提出、障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。園田厚生

大臣。

障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○園田国務大臣 ただいま議題となりました障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

昨年来、障害者の方々を初め関係方面から障害に関する法令上の用語のうち不適当なものを改めるべきであるという御意見を多数いただいたところであり、このため、政府においては、当面、法令上の「つんぼ」、「おし」、「盲」という三つの用語を改めることとし、本法律案を提案いたした次第であります。

改正の内容は、医師法など厚生省所管の九本の法律において用いられているこれらの用語を改めるものであります。

改正の対象となる九本の法律は、医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法、歯科衛生士法、毒物及び劇物取締法、診療放射線技師及び診療エックス線技師法、歯科技工法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律及び優生保護法であります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案を提案する理由及び内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○山下委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。金子みつ君。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○金子(み)議員 私は、日本社会党を代表いたしまして、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

母性を心身ともに健全な状態に保つことは、人類の永遠の存続と発展を保障する上で、国の最も基本的な事業と言わなければなりません。この観点からわが国の関連制度を見直してみますと、諸外国ではすでに解決済みになっている基本的事項の立ちおくれが、少なくとも二つあります。

その一つは、妊娠及び出産に關しては、疾病にかかわる事例を除いては、保険給付の対象にならず、原則として自己負担ということであり、また、女性には、出産によつて、児童の出生とその育成という重要な社会的役割を担うことになるわけであり、母と子の二つの生命にかかわる厳密な社会的機能というべきであります。したがつて、妊娠及び出産に關しては、公的責務を果たすことは当然の理であると考えます。現に社会保障の最低基準を定めたILO百二号条約においては、出産医療としてこれを保障し、本人に経済的負担を課さないことを規定しています。

わが国においては、出産は、公費の保障がないばかりでなく、健康保険の医療給付としても扱わずに出産費として現金給付を行つていますが、加入している保険の種類によつて十二万円から八万円とその金額の格差があるのが現状であります。したがつて、このような出産に關する給付の不公平、不合理は、自由料金と相まって大きな自己負担として問題になっていきます。大都會では、すでに三

十万円を超える出産費用が常態なのであります。出産という社会的役割を有し、かつ、生命の危険を伴う身体的現象に対しては、公平な医療給付を行うべきであります。

そこで本案においては、健康保険法、船員保険法、日雇労働者健康保険法及び国民健康保険法を改正し、被保険者の出産に關しては、現物給付を行うものとしたわけでありす。

第二の点は、母性保護の見地に立つ健康管理の体制が、ゼロに等しいこととあります。新生児から老人に至るまで、法律で保障された健康診査がないのは、就業していない婦人だけという現状はすでに周知のとおりであります。

わが国の妊産婦死亡率は、世界第一位の高率を占めておりますし、また周産期死亡率及び妊娠後期死亡率も異常な高率を示しております。これらは、わが国における妊産婦保健管理の徹底が、緊急の課題となっていることをよくあらわしていると言ねばなりません。

母性の健康は、健康な児童を産み育てる社会的役割の上からも放置できない重大問題であり、一家の主婦の健康は、その家庭の安らぎの基礎でもあることを考えるとき、まず、欠如している健康診査の制度を緊急に確立する必要があります。

このため、本案においては、母子保健法を改正し、満十六歳を超える婦人で、他の法令すなわち学校保健法及び労働安全衛生法並びに老人福祉法等による健康診査または四十歳以上を対象とする成人病健康診査を受けない者に對し、都道府県知事は、毎年健康診査を行わなければならないものとするとともに、妊産婦に對しても、少なくとも妊娠中は毎月、出産後は一回の健康診査を行わなければならないことといたしました。

次に、本案の概要を御紹介いたします。まず、母子保健法については、主として次の諸点を改正することにいたしました。

① 都道府県知事は満十六歳を超える女子で他の法令による健康診査または健康診査を受けない者に對し、毎年健康診査を行わなければならない

いものとする。

② 都道府県知事は、妊産婦に對し、少なくとも妊娠中十回、出産後一回の健康診査を行わなければならないものとする。

③ 都道府県知事は、妊娠もしくは出産またはこれらに起因する疾病につき医療保険を受けた者に對し、その自己負担分（初診、入院時一部負担金を含む）に相当する額を出産医療費として支給するものとする。

④ ①及び②の健康診査に要する費用は、国が三分の一、都道府県または市が三分の二をそれぞれ負担すること。

⑤ ③の出産医療費に要する費用は、国が十分の八、都道府県または市が十分の二をそれぞれ負担すること。また、健康保険法については、主として次の諸点を改正することにいたしました。

⑥ 被保険者の妊娠及び出産に關し、療養の給付（現物給付）を行うものとする。

⑦ 療養の給付の範囲に、助産を加えること。

⑧ 妊娠及び出産に關する療養の給付を担当する保険医療機関に、都道府県知事が指定した助産所を加えること。

⑨ 保険医療機関において健康保険の助産に従事する助産婦は、都道府県知事の登録を受けた助産婦（保険助産婦）でなければならないものとする。

⑩ 保険医療機関たる助産所または保険助産婦に對する厚生大臣または都道府県知事の監督は、現行の保険医療機関または保険医に對する監督と同様のものとする。

⑪ 被保険者の資格を喪失した際妊娠または出産に關し療養の給付を受けている者は、継続して同一保険者から当該療養の給付を受けることができるものとする。

⑫ 被扶養者が妊娠及び出産に關し、療養を受けたときは、その費用の百分の八十に相当する額を支給するものとする。

⑬ 出産費及び配偶者出産費の支給制度は廃止

するものとする。

なお、船員保険法、日雇労働者健康保険法及び国民健康保険法についても、健康保険法と同様の改正を行うこととしております。

以上が、本案を提案する理由及び本案の主な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。次第であります。（拍手）

○山下委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

○山下委員長 内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案及び森井忠良君外七名提出、原子爆弾被爆者等援護法案の両案を議題とし、質疑を続行いたします。小沢和秋君。

○小沢（和）委員 まず一番最初に六法案の問題について森井議員にお尋ねをしたいと思います。

私自身もこれには賛成者として名を連ねておりますし、ぜひこの法案が成立することを願っております。わけでありませうけれども、特にお尋ねをしたいと思います。

と思ひますのは、政府の今回の法改正ではどうしても不十分だといふのはどういふ点なのか、どうしてこの点を法律としてつくらなくちゃならないというポイントはどういうところにあるのか、またなぜいま援護法をどうしても急いで制定しなければならぬのかといふような点について、ひとつ説明をお願いしたいと思います。

○森井議員 政府が提案しております今回の特別措置法それからもう一本の医療法通法を通じて言えますことは、現行法が総じて社会保障の精神に貫かれておるといふ点でございます。したがって結果としてどういふところが出てくるかといひますと、被爆者の皆さんあるいは死没者の遺族の皆さんがしばしば要求しておられる点であります。

が、たとえば亡くなられた方に対する弔慰金あるいはその遺族に對します遺族年金、そういったものが現行法におきましては支給することができない

い。それが一つであります。

それからもう一つは、よくあります、たとえばケロイド症状の非常にひどい方、すでに症状は固定してしまつて医療を加えても治癒の方法がない。しかし現実には女性にとつてケロイドという状態は、美容の上で欠かすことのできない非常に大事な点でございます。これもどうすることもできない。したがって私も知つております範囲では、自分の費用でケロイド症状を治すための手術を受けたという例をたくさん聞いておるわけでありすが、そういった方々の救済ができない。

それから、広島大学の名譽教授をしておられます森滝市郎先生がよく例に挙げられるのでございすけれども、たとえば両眼がある、片方の目はもう原爆で全然見えなくなつて、治療を加えてもこれは治る見込みがない。そういった目については現行法では救済の方法はないわけでありまして、残つております片方の目がだんだん失明に近づきつゝある、しかしこれは治療をすれば少しでも失明を延期することができるといふのでこちらは対象になつておるわけでございます。

こういったふうな矛盾がございまして、どうしても現行法ではいまいし上げましたような点が救済されないという決定的な欠陥があるといふふうに私も理解をいたしております。

それから、なぜこの時期に急に提出をするのかといふことでございすが、当然のこととありますが被爆者は老齢化をいたしております。特に放射線を大量に体内に吸収をいたしますと、加齢現象、普通の人よりも早く老け込んで身体の各機能が老齢化をしていくという深刻な状態がございす。平均年齢もすでに六十歳をはるかに超えている状況でございますから、私も一刻も待てないといふふうに理解をいたしております。

○小沢（和）委員 どうもありがとうございます。結構です。

そこで今度は大臣にお尋ねをしたいと思います。すが、この前のいわゆる基本懇が出した答申の

中でも、現在の原爆二法が広い意味での国家補償の見地に立っているというように言われているわけですが、私はやはりいま森井議員が言われたように、この二法というのは基本的に社会保障の立場に立った立法である、それを今度は若干手直しをして改善するという範囲の法の改正ではないかというふうに考えるわけですね。

それで問題を明らかにするためにお尋ねをしたいと思いますが、国家補償という場合、被爆者の人たちは三つの点で国家の責任というのを明らかにして補償を法制化してもらいたいというふうに言っておられるわけですね。

一つは、国があいまいな侵略戦争を始めて結局破滅させ、国民にこういうひどい被害を与えたという責任であります。

もう一つは、アメリカが広島、長崎に原爆という人類史上未曾有の残虐な兵器を使った、これはもう明らかに国際法違反であって、被爆者の人たちは当然損害賠償の請求権を持っているはずなんです。ところが、日本政府はサンフランシスコ講和条約で一切アメリカに対する請求権などを放棄してしまつた。これについてのいわば放棄した責任をとるという意味で、日本政府がその点について責任をとるべきだ。

それから三番目に、敗戦直後からこの原爆医療法が成立するまで十数年の間、被爆者の人たちは全く放置された。この点についても余りに国家の誠意がなさ過ぎる。

そういう点での責任、この三つの責任をとって、国家補償の立場に立った被爆者援護法をつくってもらいたいというふうに言っているわけですね。

こういうような国家補償の立場とは全く縁のない立場でつくられた法律がいまの二法ではないでしょうか。だから、それを少々改善するといつても被爆者の人たちに納得がいかないということ、非常に大きな不満が残るのは私は当然ではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○園田国務大臣 基本懇の答申で一番大事な点は、社会保障の理念から国家補償の理念にとびらを開かれたところに大きな評価すべき点があると考へております。しかしながら、現実の問題としてはなかなか一挙に骨組みを変へることはできませんので、とりあえず短期間にいろいろの問題を具体的、重点的に施策を行うのには現法の改正をお願いする、こういうことで今度の改正をお願いしたわけでございます。

○小沢(和)委員 いままでです、私が挙げた三つの責任のうち前の二つについてはすいぶん多くの方が議論をされましたので、私は、戦後被爆者を長期にわたって全く放置をした責任ということについて一言触れてみたいと思ふのです。

昭和十七年に第七十九回帝国議会で戦時災害保護法という法律が制定されたということは、もう関係者は御存じだと思います。この法律は、当時の状況からして、戦時災害を受けた国民に対して国家が損害賠償を行うというものではありませぬけれども、罹災者に対する応急救助、生活困窮者に対する扶助、三番目に生命、身体、財産に危害をこうむった者への給与金の支給など、大別してこの三種類の国家的な保護を行うということになつておつたわけでありまして。

私は、当然広島、長崎の被爆者に対してこの法律は一人は適用されたのだと思ふのです。しかし、早々と打ち切られてしまつたというふうに聞いているのですけれども、実際この法律はいつごろまで適用されて、どの程度救助に役立たされたのかということをお尋ねします。

○大谷政府委員 戦時災害保護法は、当時の戦後におきます民心の安定を目的として制定されたものと聞いております。その適用期間につきましてもは二カ月とすると施行規則で規定されておりました。広島、長崎の原爆被災につきましても、十月上旬をもって戦時災害保護法による救護措置は終了したものだといふふうに聞いておりますが、いまになつてみますと、現実には詳細わからない点がございます。

昭和二十年代におきましては、わが国の経済力あるいは一般国民の生活水準等からいたしまして、被爆者の方々に對しまして特別対策を講ずることは非常に困難であつたと理解してございまして、そういった意味でこの戦時災害保護法がどういふふうになつていったかという問題につきましても、そういう施行規則で二カ月をもって終了しているという程度の理解を私はしております。

○小沢(和)委員 確かに応急措置については二カ月ということになつてはいるのですが、第二の措置である戦時災害による傷病、疾病、身体障害、死亡のため生活困難となりたるものには生活扶助、療養扶助、出産扶助、生業扶助の四種類を給与するということになつて、これは十年間受けられることになつてはいるのです。

さらに、第三の措置である給与金の支給制度では、遺族給与金、障害給与金、住宅、財産への給与金などが支給されることになつていたわけですね。

そうすると、あなたが言われる二カ月間でこれを切つてしまつていふことにはなつていなかったはずだと思ふのですが、被爆者に対して実際にこの制度がそのように適用されて、十年間いろいろの援助をやつたのかどうか。やらなかったとすればその理由は何か、お尋ねします。

○大谷政府委員 戦時災害保護法に基づく救助が広島、長崎においてどの程度、いつまで行われたかということを示す行政資料を現在私ども持ち合わせておらないわけでございますが、文献によりまして、広島につきましては昭和二十年十月五日、長崎につきましては昭和二十年十月八日まで行われていたと、一部に記載が残つておるようでございます。

その後、恐らくその戦時災害保護法につきましては適用が行われていなかったのではないかとはいふふうに思ふわけでございますが、昭和二十一年に生活保護法が制定されました、その第四十四条で「戦時災害保護法は、これを廃止する。」とい

うふうになつておるわけでございます。私の個人的な考えでございますけれども、恐らく生活保護法を初めその他の社会保障の政策によつてこういつた方々に対する民生安定を図る、こういう考へ方で引き継がれていったものといふふうに理解しているわけでございます。

○小沢(和)委員 昭和五十五年十一月一日発行の、ごく最近の発行ですが、広島市医師会史第二編を読みますと、いまお話があつたとおり、昭和二十年十月五日に戦時災害保護法の適用が打ち切られたために、これ以後患者は自己資金によつて治療することとなつたといふふうに記載をされているのです。

ですから、ああいふいままでの歴史にないようなひどい被害を受けたような方々についても、もう二カ月たつたら自分のお金で治療をしろということであつたわけで、その後昭和三十三年に原爆医療法が制定されるまで、この人たちは全く放置をされてきたといふふうに私は事態の経過を認識するわけですが、そうかどうか。そうだとすれば、私はいま振り返つてみたら、そのことだけでも実に申しわけない事態ではなかつたかといふふうに政府当局者としては痛切な反省を持たなければならぬ問題ではないかと思ふけれども、その点どうでしょう。

○大谷政府委員 先ほども申し上げましたように戦後の一時期、わが国の経済力あるいは一般国民の方々の生活水準等から考へまして、被爆者の方々に對して特別な対策を講ずることははなはだむづかしかつたものではなかつたろうか、しかしながら、先ほど申し上げましたように、生活保護法を初め社会保障の諸制度をだんだん整備することによつてそのことをやつてきたものではなかつたか、このように私どもとしては理解をしていただければでございます。

○小沢(和)委員 いま、敗戦直後の時期は大変苦しかったけれどもだんだん整備をしてきた、何か政府が積極的に整備を推し進めてきたように聞こえるわけですが、あの原爆医療法はどうしてでき

たかと言ひならば、この調査室が出した本を見て、私たちに配っていただいたものを読みまして、あのビキニ事件で昭和二十九年に久保山愛吉さんが亡くなられたというようなことを契機にして非常に運動が盛り上がり、その力の中でこれができてきたということがこういう資料の中にだつて書かれてあるくらいで、そういう意味では、何か政府が積極的に整備を進める立場に立つてきたというよりは、この原爆関係の法律というものは、いつも運動があつて、そういう運動の中で政府の方は受け身でだんだん今日まで整備してきたというのが実態であつたのじゃないか。その点についてのもっと反省をして前向きになつてもらいたいということはこの機会に申し上げておきたいと思ふのです。

さて、そういうように非常に不十分ですけれども改善されつゝあるということは私も認めているわけですが、次に運用の点でお尋ねをしたと思ふのです。

最近私どものところに被爆者健康手帳の交付が非常に厳しく制限されているというようになつていていろいろと陳情が参つております。また認定などについても非常に厳しい、締めつけが行われているんじゃないかという言ひが言われてきておるわけですが、

そこで、まず確認をする意味でお尋ねをしておきたいと思ふのですけれども、この被爆者健康手帳をどういふ人に交付するのかということについては、昭和三十三年の五月十四日にその手続、どういふ書類を添付しなければならぬというようになつて公衆衛生局長の通達が出されております。これを見ると、できるだけ客観的な被爆者であるということについての証明の資料を添えなさいということにはなつてゐるけれども、しかし、そのいづれもない場合には親族でもいいし、また本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書でいいということになつてゐるわけですが、今日でもこの通達に基づいて行政がやられてゐるというふうに理解してよろしいま

すか。

○大谷政府委員 昭和三十三年の通知におきます基準はそれ以来一貫して変わっておりませんが、現在でもその交付の基準をかく守つてやつてゐるということでございます。

○小沢(和)委員 ところが、実際にはどういふ状態か。むしろ時間がどんどんたつてくるからますます証明が困難になつてくる、その事態に合わせ行政の方もますます弾力的に運用していかなければ、厳密な証拠を要求するような運用を強めていたのでは、実際には被爆者として当然いろいろな施策を受けなければならぬ人たちが締め出されていくことになるわけですが、ところが、いま実際にはそういうように運用をされてゐるのではないかと、いかに思ふのです。

私のところにいるいろいろな言ひでござるもの、たとえば目撃した、一緒に行動したという証言でなければだめだ。たとえばこの人は私のたな子ですという証言を大家さんがしてもこれはだめだというわけですが、あるいは当時中学生だった人が被爆したというのを同じ中学生の友人に証言してくれというのを証人として出したら、あんな当時はまだ十七歳以下でしよう、これじゃだめだ。あるいは手帳がない人はだめだ。いろいろな事情で手帳をもらつていない被爆者というのは実際にはたくさんゐるのです。ところが、自分でそういう手帳を持つていない人が証言してもだめだ。そして、中にはいふいふひひいことを言うのです。高血圧の人がふるふる手でこの人は確かに被爆者ですと、二、三行書いて出した。それうしたら余白がまだいっぱいあるじゃないですか、これを真っ黒にするぐらい書いてこなくてはいけません。こんなものは私は本当にナンセンスな行政のやり方じゃないかと思ふのです。こういうことを挙げれば本当に切りがないのです。

私、先日このことの調査のために広島に行ったのです。そして、もろえないという何人かの方に会ひしたので、そのときの話も申し上げてみた

いと思ふのですが、一人は本田昌子さんという当時七歳でそういうことに遭つた方なんです。この方は直接の被爆者じゃないのです。五日市町に収容されてきた被災者の人をお母さんが看護するために動員されて、十一日間お母さんと一緒にゐて回つた。お母さんはもちろん手帳をもらつてゐるわけですが、ところがこの昌子さんは母親と一緒に、もう七歳ですから赤子ちゃんを産つたり包帯を巻いたりの手伝ひもした。そして確かにそのことを見かけたという人も三人も証人がゐるのだけれども、子供が看護する必然性がないと言つてはねられたというのです。こんなに三人も証人がりつぱにそろつておつてもそういう扱いをする。これは私は扱い方としては全く間違ひじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

それからもう一つは、これも広島市の郊外ですけども、飯室というところの国民学校高等科の当時一年に在学した三人の方にお会ひしたので。この方たちの訴えは何かというと、当時やほりこの飯室というところにも被爆者の方が避難をしてこられた。そこでその学校の校舎を病院に急造して、そして男女ともそのために動員されたというわけ。女子の方は全部看護したというところ。手帳をもらつたけれども、男子の生徒の方は当時汚れた毛布を洗つたとか被爆者が移動するとき肩をかしたりとか、あるいは死体の処理などにも従事した。当時の先生がまだ二名も健在で、当時は男も女もなしにそういうようなことをやつたのだという証言をしたけれども、これまた男子が看護に当たる必然性はないというふうに言つてこれが出つた。これなら、教師の証言までこういうふうに認めないというなら、一体だれの証言があれがいいのか。こういうような事例がいっぱいあるということなんです。

局長としてはこういうような運用でいいと思ふかどうか、その点お尋ねします。

○大谷政府委員 関係者の立証資料として採用するかどうか、この問題につきましては、私どもとしては形式論理をもつて律してゐるわけではござ

いませんで、たとえば被爆者健康手帳を持つてゐるとか持つてゐないとか、あるいは被爆当時十七歳以下であつたというだけの理由で立証資料として採用しないというふうなことはいたしておらないわけでございます。しかし、やはり通常考えますと、手帳を持つてゐない人よりも持つてゐた人の方が証拠能力があるし、未成年者よりは成年者の方が証拠能力があるというふうなことは考えられるわけでございますけれども、いづれにいたしましても証明しようとする目的、内容になつてゐるか否かということについて現場で総合的に判断せられるべきものである。つまり被爆者手帳を交付するに足りるかどうかということについて常識的、総合的に判断せられるべきものであるというふうに考へるわけでございます。

そこで、先ほど具体例としてお示しした、たとえば母親が看護されて、その子供さんが看護を行つてゐたか、またはその子供さんがいまだ大きくなつて被爆手帳を交付するのが妥当かどうかというふうな問題になつてまいります。具体的問題でございますから、私いま直ちに結論を申し上げるわけにはいかないのでございまして、被爆者の方を被爆地域でないところで見つけた場合に被爆されるというところにつきましては、たとえば直接被爆でありますとか、あるいは降下物による被爆でありますとかに比べますと、これは明らかに被爆線量も少ないことは事実でございます。したがつて、そういう問題については総合的に判断せられるべきものでありまして、私いま直ちにその子供さんについて被爆手帳を交付すべきかどうかということについては結論は申し上げられないわけでございますけれども、一般的に申せば、これはやはりなかなかむずかしいのではないだろうかというふうな想像いたすわけでございます。これについては、恐らくそういう立証能力のある人の有無というふうなことでございまして、これがされてゐるのではないというふうには私は想像いたすわけでございます。

また飯室国民学校のケースでございますけれども

も、これはちよつと私伺つておりますのにつきま
しては、先ほども申しましたように、看護した人
につきまして被爆手帳を交付するに足りるかどうか
かというところにつきますと、これは直接被爆とか
そういう問題とは若干状況が科学的に考えて違
うというところは常識的に考えられるところでござ
います。したがって、飯室国民学校の場合も、伺つ
ておりますと、女子生徒につきましては被爆者の
方々の着せかえとか看護等直接被爆者に接する
救護活動に従事された、男子の生徒は薪の運搬や
機の移動をやつていた、こういうふうなことで女
子の方については被爆者手帳を交付して、男子の
生徒については、これについてももう少し確実な本
当に被爆手帳を交付するに足りるかどうか、それ
を確認した証拠をまつてそれについて手帳を交付
しようということのようについて伺つておりますが、先
生のそういうふうな国会でのあれもございませう
で、もう一度私も伺つておきたいと思つてござい
ます。

○小沢(和)委員 この前の社会労働委員会では戦
傷病者戦没者等の援護法の改正を審議したのです
よ。そのときも私は、戦後三十六年たつてゐる、
そうすると実際に当時戦地やらに行つてきた人
も、戦友はもう散つてしまつてゐるとかいうよう
なことで非常に立証がむずかしいと言つて、もう
断念している人が多いのだということを話して、
つてもらいたいということをお願いしたのですけれ
ども、これについてもやはり同じことを言いたい
わけですね。あなたはいま常識的、総合的にこれ
を断すべきことだ。常識的な答弁として私はそれ
を受け入れたいと思つてゐる、末端でいま申し
上げたような苦情がいっぱい出てきてゐるという
ことを考えて、ぜひともその点については実情に
見合つた運営をしていただきたいのです。

実際これは長崎県の例ですけれども、原爆被爆
者手帳交付申請等件数というのをそちらの方から
資料としていただきましたけれども、昭和四十八
年ころは申請に対して交付率というのは九六・四

%なのですよ。このころはあるいは直接被爆をし
た人が主だったのだというふうな理屈も立つかも
しれませんけれども、しかしその後どうかといつ
たら、五十一年には五一・五%、それから五十三
年には三三・四%、五十五年になりまして二五・
一%というふうなこの交付率が急激に下がつてき
ております。これはいま申し上げたような末端で
の運用と無関係だとは言えないのじやないかと私
は思ふのですよ。その点もう一度弾力的な実態に
見合つた運用をするという考え方を明確にしてい
ただきたい。

○大谷政府委員 できる限りそういう被爆者手帳
交付に該当する方につきましては、実態に即した
交付が行われるべきである、またそういうふう
にしたいというふうな考え方を明確にございま
す。

しかし、いづれにいたしましても被爆者健康手
帳の交付というものは、それに伴ひます国の責任
というものが生ずるわけでございませうから、私
どももいたしましても、やはりこれを厳正に執行し
なければならぬという点もございませうと点もひ
つ御認識をぜひいただきたいというわけでござい
ます。

○小沢(和)委員 私いま広島について具体的な事
例を挙げたのですが、実を言うと長崎にも行つた
のですよ。長崎でも聞かされたのは同じようなこ
となのです。長崎では私諫早で陳情を伺つたので
すが、この諫早では二十年の八月九日に、被爆直
後から続々と長崎から被爆者の方が運び込まれ
て、そして市内の海軍病院の分院やあるいは学校
などの施設を使つて、この被爆者の人たちに對す
る治療、看護が行われたのです。こういう人た
ちを看護したりするために、町内会とかあるいは女
学校とかいうような関係でたくさんの方が動員を
されて、五十一年の七月ごろまではほとんどの方
が手帳をもらつたというわけですね。ところがそ
のころを境にして非常に手帳がもらいにくくなつ
たというよりは、ほとんど手帳をもらえなくなつ
た状況だということなのですね。これについて

は、海軍病院の分院で民間人を動員したことがな
いというふうな証言を一部にする人があつたこと
がきっかけになつたというふうに聞いているので
す。ところが行政管理局の長崎支局というのでし
ようか、この方まで調べてみたら、どうも実態と違
うのじやないかというところで、県に對してそのこ
とについて照会したりしたというふうなことも私
新聞で承知をしてゐるわけです。

行政管理局の方がお見えになつてゐるのじやな
いかと思ふのですが、どうしてそういうふうな照
会をしたのか。行政管理局としては、やはり海軍
病院でたくさんの方たちを何日間にもわたつて
看護をしたという実態があつたというふうな判
断したから、そういうふうな照会をなされたので
はないかというふうに思ふのですが、その点の経
過などについて、また行政管理局としてはどう判
断しているかというふうな点について御説明を願
ひたいと思ひます。

○柴田説明員 先生御指摘の御相談事案につきま
して御説明申し上げます。

先生御承知のとおり、昭和二十年八月九日から
七日間、佐世保海軍病院諫早分院と諫早市内の国
民学校あるいは中学校で重症被爆者の救護活動に
当たられた方から御相談がございまして、被爆者
健康手帳を速やかに交付してもらいたいという御
相談に参られました。これに對しまして長崎行政
監察局では申し出人からいろいろ事情をお伺ひ
いたしましたのですけれども、基本的にはこれは事
実認定、いわゆる看護、救護活動の事実認定の問
題でございまして、申し出人が申し述べました
活動内容と、それから提出された資料を添付
いたしまして、単に添付した資料に對する果の見
解というものを求めたものでございまして。
これに對しまして果の回答は、この方一度五
十一年の六月に交付申請をしておられますのです
けれども、五十二年の一月に至りましてこれを取
り下げております。ですから相談に來られました
当時は未申請となつております。したがっていまし

て、県がわれわれのところに回答してまいりまし
たのは、申し出人は手帳交付が未申請であるから申
請が先決だ、その申請の手続をするようにわれわ
れのところで指導してくれ、こういう内容と、も
う一つは、われわれが申し出人が提出いたしまし
た資料につきましての果の見解をただししましたこ
とにつきましては、提出資料を見ましたが、申し
出人が申し述べておられますところの看護、救護活
動を直接的には証明してゐることはとらえがたいも
のであるというふうな回答でございまして、先生
お尋ねの海軍病院内での活動云々については直接
回答を得ておりません。
以上でございませう。

○小沢(和)委員 はつきりさせる意味でもう一
遍お尋ねしますが、海軍病院で民間の人たち
が動員をされて看護、救助に当たつたということ
は認められるという考え方に立つて、そういうこ
とを全体として否定したのはおかしいじやない
のかという立場での照会だつたんじゃないで
すか。一人一人、この人がやつたということにつ
いてまであなた方がその証拠があると言つて照会し
たんじゃないことは私はわかつてますよ。その点
どうですか。

○柴田説明員 われわれも相談を受けましてその
個人のことにつきましてあつてせんいたしますの
で、その全体の、問題になつております海軍病院
の諫早分院で民間の方、特に婦人会の方々が活動
に従事したかどうかということにつきましては調
査をいたしておりますが、それにつきましては調
査はつきかたてております。

○小沢(和)委員 この諫早の海軍病院などで看護
あるいは救助に当たつたということでも申請をした
人たちが、その後県の方が態度を変えたために何
百人と申請をしても却下をされるという事態にな
つてゐるわけですね。そしてそのうちの一部分で
すけれども、国に對して、行政不服審査法という法
律に基づいて、いまもう一度審査し直してほしい
というところで言つてきてゐるわけですね。私がこの
諫早の江頭市議員からいただいた資料による

と、この行政不服審査の申し立てをしている人は、諫早の市内だけで百四十一名を数えるというふうになっております。

お尋ねをしたいと思いますのは、いまの問題について決着をつけるためにも、やはり厚生省の方がこの不服審査の請求のあるものについてどういうような判断をするかということがいまの事態を打開する上で非常に大きな役割りを果たすと思うんですけれども、これが実際にはなかなかさばけておられないようです。一体いつごろまでにいま出されてきているものは結論が得られるという見通しなのか、その点をひとつお尋ねしたいと思うのです。

それからもう一つ続けてお尋ねをしておきたいと思えますけれども、行政不服審査法の第二十五条によると、原則は書面審理だけれども、その審査の請求人または参加人の申し立てがあったときには、「申立人に口頭で意見を述べざる機会を与えなければならぬ」ということになっているわけですね。

この点についてはすでに、諫早から去年の暮れに上京した人たちが口頭陳述をしたという申し立てをしておられるはずで、ところが地元に対してはそれを受け入れるとあるいはいつそつちへ行くとということもないわけなんです、これだけたくさんの人たちが問題をいま抱えている、そして申請も出してきておられるだけに、諫早市で厚生省としてはこの口頭陳述を聞く機会をつくっていただきた、この点についてどうか、二つ続けてお尋ねします。

○大谷政府委員 行政不服審査請求は昨年の十二月に行われておりますが、厚生省といたしましては、申請者が実際に看護を行い、身体に原爆放射能の影響を受けるような事情にあったかどうか、これができるだけ早く確認いたしましたし速やかに処理するという考えでございます。日時についてはいまちょっと正確に申し上げられませんが、できるだけ速やかに処理したいと考えております。

それからもう一点でございますが、現在個々の申請者ごとに追加資料を必要とするものについてはそれを求める等事実の確認を行っておりますが、厚生省としては口頭で意見を聞くことは必ずしも必要でないというふうに考えておりますけれども、仮に申請者からそういうふうに強い申し立てがありまして場合には、個別にこの問題について考えてまいりたいと思っております。しかし、そういうわけで、原則としてはできる限り書類で審査をするというたてまえになっておりますから、これについては、いま先生に、現地で口頭の申し立てを受けるかどうかということについてはお答えをいたしかねるわけでございます。

○小沢(和)委員 ちよつと認識をはっきりさせてもらわなければいけないのですが、仮にそういう申し立てがあればというお話だったので、私はさつきちゃんと申し上げておりました。去年の十二月にこの関係者の人たちが私の紹介で厚生省に行っているのです。そしてそのときに明確にそのことをやってもいいというところを言ってきたけれどもどうなっておるのですかというお尋ねを、私は受けておるのです。仮になんという話じゃないのです。だから、いままでそういう認識でおったとすれば、そのこと自体まことにこれは誠意のない態度だと私は言わざるを得ないと思うのです。

それから、他の省庁などでは現地まで行っているというふうな言い分を聞くという機会をつくったというふうな言い分を聞くという機会をです。それをどうもなにかつという考え方がですか。

○大谷政府委員 私どもとしては申請者からそういうお話をお話聞いておられないわけでございます。ただ、うわさといましてほのかの方からそういうお話を伺っておる、申請者からそういう口頭申し立てをしたいというところは聞いておられないわけでございます。

しかし、いざにいたしても申し立てを受ける場所につきましては審査庁が選定することが

できるといふふうになっておりますが、できる限り個別に検討をいたしまして対処したいと考えているわけでございます。

○小沢(和)委員 私もあの十二月に厚生省の方に行っていた人の中にこの申し立てをした人が、直接の申し立て人が入っておったかどうかまではいま記憶にありませんけれども、その人たちの委任を受けた人が実際に行つて直接そういうことを言っているのです。それでも何かまだ手続としてはあなたの方では足りないというのです。か。そういうような形式的な、整っているとか整っていないとかいうようなことばかり言っているから進まないのじゃないですか。この点については、いまあなたの方のやっていることは余りに誠意がないというところを私は厳しく指摘をして、その問題についてすぐ誠意のある検討をされることを要求しておきたいと思つております。

それから、時間もありませんからあと一、二点全部まとめて質問をいたしたいと思つております。一つは被爆者への相談業務の拡充です。私自身もかつて県の原水爆禁止協議会の事務局長というふうな仕事を、県の被爆者相談所に国から助成を出させるというところで一生懸命運動したようなこともあったので、こういうふうな相談活動などに対して国から全く補助がないわけなんです。この前の基本懇でもこういうような相談業務をもっと強化すべきだというふうなことも言われているわけですが、その点についてどうなのか。何か若干ふやした、体制を強化したというふうなことを言われているようですね。

福岡県あたりなどにはそういうふうな恩恵は全然及んでいないのじゃないかというふうに私は考えるのです。被爆者というのは全国に散つていて、そのうち、広島や長崎だけ手を打つておつたのでは間に合わない。むしろある意味ではそういうふうな地域の人たちこそ、いろいろな情報や何やらも不足して非常に難儀しているのです。だからそういうところまで手を差し伸べしてこの相談活動を充実していただきたいと思いますのです。

が、その点どうかということをお尋ねいたします。

それから指定医療機関の問題ですけれども、これも私どもの地域にも指定医療機関がありますけれども、この医者さん自身もいろいろ情報不足なんです。だからたとえば認定を受けるための診断書を書いてくれというふうな言われても、年をとったからそういうふうな症状を呈しておるのか、それとも被爆のためにそういうことになったのかというふうな点については自信がない。ところが診断書の様式には、「原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨の意見」という欄があつて、それを記入せよということになっている。だんだんから自信がないから専門の人のところへ行つてくれということ、結局なかなか書いてもらえない、認定がもらえないというふうな悩みがあるんです。

こういうふうな点については、実は去年もわが党の浦井議員が問題にした。それであなたは検討して後ほど御報告しますというふうな言われておるというのですが、浦井さんに聞いたら返答ないのです。だからこれはどうなつておるか。それからまた、いまのようなことで、原爆の症状のことについて、もつと情報が必要というところにこたえる意味で、去年五百例ほどを都道府県に至急情報として提供したいというふうなこともやはり答弁されておるようですね。この点についてどうもまだ都道府県にそういうふうなことをやられていないようですね。この点はどうか。

以上、幾つか質問しました。まとめてお答えください。

○大谷政府委員 相談業務につきましては、基本懇答申の中でも非常に重要視されておりますので、予算の中で相談の人員費補助につきましては、従来二人でありましたのを九人にふやす、わずかな九人というところでございますけれども、なかなか人員費問題非常にむずかしい折でございますが、これに、ようやく九人を確保いたしました、これに

ついてどう配置するかという問題については、実はまだ決めておられないという状況でございますが、いずれにいたしましても七人の増員を図ったわけでございます。

それから医療機関のお医者さん方につきまして情報をもっと提供せよというお話でございます。これにつきましては、都道府県を通じてできる限り治療指針等につきまして情報を提供して、医療機関のお医者さん方の研修会、講習会というのを設けて、ここで話し合いをしていただかして、できる限りそういう問題について誤解のないようにやってまいりたいというふうにいたしております。それにつきましては、旅費等につきましても手当てをしているわけでございます。

それから浦井先生につきましては、前々から御指摘をいただいておりますので、先生のおっしゃること、もともとでございますので、私ももととしてこれは検討いたしておりますので、いずれ近く省令を改正いたしまして、それにつきまして非常にわかりやすい形にいたしたいというふうに考えております。これは遅くなりましてまことに申しわけない次第でございます。

それからケースにつきましては事例についてもっと明らかにせよ、これも浦井先生からも強く医師として御指摘をいただいていたところでございますが、これはようやく一応統計処理をいたしまして、昨年五月二十二日に都道府県の担当者会議におきましてその内容について説明をいたしております。これは浦井先生に報告ができておりますので、これはできるだけ早く実物を持ってまいりまして、御説明に伺いたいと思っております。(小沢(和)委員「私にも説明していいのですよ」と呼ぶ)先生にももちろん御説明に伺います。

それから都道府県の方には、そういうことで国会での御審議をいただきました折のあれを受けまして、都道府県の連絡会議において示したところでございます。

○小沢(和)委員 これで終わりますが、もうあと一点だけ。

先ほど申した点、ちよっと私気になるからもう一遍言わしていただくが、行政不服審査法では、本人たちなどから本人だけと言っていないの、本人たちなどね。審査請求人または参加人の申し立てがあったときは口頭で意見を申し述べる機会を与えなければならぬのですよ。だから義務なんですよ。それはあなたの方の裁量によってどうしてもいいということじゃないのですよ。だからこの点についてはあなたの方はその口頭陳述の機会を絶対与えなければならぬのですよ。その認識ははっきりしているんでしょうね。

それからどうせ与えるのであれば、先ほどから言っておるように、これは長崎県と市で態度も違うというように、これは長崎県と市で態度も違うということで、何百人という利害関係者があって、その人たちの一部が申し立てしている。だから国がどういう裁定を下すかによってその何百人かが解決の手がかりを得るといふことになるのですからね。やはりそのことを重視して地元で話し合つて話を聞いていただきたいのです。

この点私はぜひ大臣にも前向きで検討していただきたいと思いますが、最後にその点は大臣いかがですか。

○大谷政府委員 先生御指摘のとおりでございますので、できる限りこれにつきましては申請者の方々に対しまして御迷惑をかけないように対処してまいりたいというふうに考えておりますが、何分行政不服審査というものは行政をやっている者が審査することになりますので、仕事の問題もいろいろございいますから、いや、しかし先ほどから先生がおっしゃっているように非常に重要なケースでございますので、これはできる限り前向きに検討いたしたいというふうに思うわけでございます。

○小沢(和)委員 終わりました。
○山下委員長 次回は、来る十二日火曜日午前十時理事会、十時十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十七分散会

障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案

障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律

(医師法の一部改正)

第一条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「つんば、おし又は盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」に改める。

第十三条中「つんば、おし及び盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者及び口がきけない者」に改める。

(歯科医師法の一部改正)

第二条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「つんば、おし又は盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」に改める。

第十三条中「つんば、おし及び盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者及び口がきけない者」に改める。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第三条 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「つんば、おし又は盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」に改める。

(歯科衛生士法の一部改正)

第四条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「つんば、おし又は盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」に改める。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

第五条 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項第二号及び第八條第二項第三号中「おし、つんば、盲」を「目が見えない者、耳が聞こえない者、口がきけない者」に改める。

(診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正)

第六条 診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。
二 目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者

(歯科技工法の一部改正)

第七条 歯科技工法(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「盲の者」を「目が見えない者」に改める。

(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正)

第八条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「つんば、おし又は盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」に改める。

(優生保護法の一部改正)

第九条 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第四條、第十二條関係)」に改め、同表第四号中「つんば」を「ろ」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

身体障害者の福祉の向上に資するため、医師法等における障害に関する用語を改める必要がある

る。これが、この法律案を提出する理由である。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律

第一条 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中第十三条を「第十三条の二」に、「第二十条第一項及び」を「第二十条第一項、第二十条の二及び第二十条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（母性に対する健康診査等）

第九条の二 都道府県知事は、満十六歳を超える女子に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。ただし、第十三条の二第一項の規定又は学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）その他政令で定める法令の規定による健康診査又は健康診断を受けることができる者に対しては、政令の定めるところにより、健康診査は行わなければならないとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による健康診査の結果必要があると認めるときは、その健康診査を受けた者に対して、必要な指導を行わなければならない。

第十二条の前の見出しを「乳幼児に対する健康診査」に改める。

第十三条中「妊産婦又は乳児若しくは」を「乳児又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（妊産婦に対する健康診査）

第十三条の二 都道府県知事は、妊産婦に対し、厚生省令の定める基準に従い、健康診査を行わなければならない。

2 前項の基準は、少なくとも、妊娠中十二回、出産後一回の健康診査が行われるよう定められなければならない。

第十七条第一項中「第十三条」を「第十三条の二第一項」に改める。

第十九条中「その市」を「その市。第二十条の二第一項において同じ。」に改める。

第二十条の次に次の二条を加える。

（出産医療費の支給）

第二十条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に住所（住所を有しないときは、居所）を有する者の出産又は妊娠若しくは出産に起因する疾病について健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他政令で定める法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者がこれらの法令の規定により当該給付につき一部負担金を支払うべき場合においては、当該給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、厚生省令の定める手続に従い、その者に對し、その満たない額に相当する額を出産医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 第一項に規定する者が、厚生省令の定める手続に従い、健康保険法第四十三条第三項第一号の保険医療機関又は保険薬局、国民健康保険法第三十六条第四項の療養取扱機関その他の厚生省令で定める病院、診療所、助産所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、都道府県知事は出産医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、そ

の者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、出産医療費の支給があつたものとみなす。

5 都道府県知事は、第三項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

6 第一項に規定する者が、第三項の規定により保険医療機関等から医療を受ける場合には、当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、当該医療に關し都道府県知事が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

（不正利得の徴収）

第二十条の三 都道府県知事は、偽りその他不正の手段により出産医療費の支払を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十一条第一項中「第十二条の規定による健康診査及び前条の規定による措置」を「第九条の二及び第十二条から第十三条の二までの規定による健康診査、第二十条の規定による措置並びに第二十条の二の規定による出産医療費の支給」に改め、同条第二項中「及び前条の規定による措置」を「第二十条の規定による措置及び第二十条の二の規定による出産医療費の支給」に、「第十二条」を「第九条の二及び第十三条から第十三条の二まで」に改め、同条第三項中「前条」を「第二十条」に改める。

第二十四条の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条中「第二十條」を「第二十条」に、「差し押え」を「譲り渡し、担保に供し、又は差し押え」に改める。

第二十五条中「第二十条」を「第二十条から第二十条の三まで」に改める。

第二十七条第一項中「及び第二十条の規定による養育医療の給付及び」を「第二十條の規定による養育医療の給付及び第二十条の二の規定による出産医療費の支給」に改め、同条第二項中「及び第十二条」を「並びに第九条の二及び第十三条から第十三条の二まで」に改め、同条第三項中「第十二条」を「第九条の二及び第十三条から第十三条の二まで」に改める。

（実施命令）

第二十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

（健康保険法の一部改正）

第二条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第九条ノ二第一項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療」の下に「（助産ヲ含ム以下之ニ同ジ）」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

第二十三条中「若ハ負傷」を「負傷若ハ分娩」に改める。

第四十三条第一項中「又ハ負傷」を「負傷又ハ分娩」に改め、同項第三号中「治療」の下に「（分娩ノ介助ヲ含ム）」を加え、同項第四号中「又ハ診療所」を「診療所又ハ助産所」に改め、同条第三項中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改める。

第四十三条の二中「従事スル医師若ハ歯科医師」を「従事スル医師、歯科医師若ハ助産婦」に、「又ハ薬剤師（以下保険医）」を「助産婦又ハ薬剤師（以下保険医、保険助産婦）」に改める。

第四十三条ノ三第一項及び第二項中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改め、同条第六項中「又ハ薬局ガ」を「若ハ助産所又ハ薬

局ガ」に、「若ハ歯科医師」を、「歯科医師若ハ助産婦」に、「又ハ薬局」を、「若ハ助産所又ハ薬局」に改める。

第四十三条ノ四第一項中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ五第一項及び第二項中「保険医」の下に「保険助産婦」を、「歯科医師」の下に「助産婦」を加え、同条第三項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ六中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ七第一項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ八第二項中「又ハ負傷」を、「負傷又ハ分娩」に改める。

第四十三条ノ十第一項中「診療録」の下に「助産録」を、「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十一第二項及び第三項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十二第二号中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加え、同条第四号中「診療録」の下に「助産録」を加える。

第四十三条ノ十三、第四十三条ノ十四第二項及び第四十三条ノ十五中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十六第一項中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項及び第三項中「又ハ診療所」を、「診療所又ハ助産所」に改める。

第四十四条中「診療所」の下に「助産所」を加える。

第四十五条中「療養」を「疾病又ハ負傷ニ関シ療養」に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第五十条第二項中「前項ノ場合ニ於テ被保険者ガ」を「被保険者分産シタルトキハ」に、「前四十二日」を「前五十六日（二以上ノ胎児

ノ妊娠ニ在リテハ前七十日）」に、「以後四十二日」を「以後五十六日（二人以上ノ子ノ分娩ニ在リテハ以後七十日）」に改め、同条第一項を削る。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除

第五十五条第一項中「若ハ負傷」及び「又ハ負傷」を、「負傷又ハ分娩」に改める。

第五十九条ノ二第二項及び第四項から第六項まで中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改める。

第五十九条ノ四第二項中「前項ノ場合ニ於テハ」を「被扶養者タル配偶者ガ分産シタルトキハ」に改め、同条第一項を削る。

第五十九条ノ五中「家族埋葬料又ハ配偶者分産費」を「又ハ家族埋葬料」に改め、「若ハ分産費」を削る。

第六十二条第三項を削る。

第六十六条第一項中「分産費」及び「配偶者分産費」を削る。

第六十七条ノ二第二項中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を、「診断書」の下に「若ハ証明書」を加える。

第八十八条ノ三第三項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

（船員保険法の一部改正）

第三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「分産費」を削る。

第五十五条中「分産費」及び「配偶者分産費」を削る。

第九条ノ三第一項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療」の下に「（助産ヲ含ム以下之ニ同ジ）」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

第二十五条ノ三第二項中「又ハ診療所」を、「診療所又ハ助産所」に、「診療ニ従事スル保険医」を「診療ニ従事スル保険医又ハ保険助産婦」

に、「規定スル保険医」を「規定スル保険医又ハ保険助産婦」に、「診断書」を「診断書又ハ証明書」に、「又ハ保険医」を「又ハ保険医若ハ保険助産婦」に改める。

第二十八条第一項中「又ハ負傷ニ関シテハ左ニ」を「負傷又ハ分娩ニ関シテハ左ニ」に、「又ハ負傷ニ因リ発シタル疾病」を「負傷若ハ分娩ニ因リ発シタル疾病又ハ被保険者ノ資格喪失後六月以内ノ分娩」に、「又ハ負傷ニ関シテハ此ノ」を「若ハ負傷又ハ被保険者ノ資格喪失後ノ分娩ニ関シテハ此ノ」に改め、同項第三号中「治療」の下に「（分娩ノ介助ヲ含ム）」を加え、同項第四号中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項中「若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」を「若ハ負傷若ハ資格喪失前ノ分娩又ハ之ニ因リ発シタル疾病又ハ其ノ資格喪失後六月以内ノ分娩」に改め、同条第三項第二号中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改める。

第二十八条ノ二第一項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第二十八条ノ三第二項中「又ハ負傷」を「負傷又ハ分娩」に改める。

第二十八条ノ六第一項中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項中「又ハ診療所」を「診療所又ハ助産所」に改める。

第二十九条中「診療所」の下に「助産所」を加える。

第三十条第二項第三号ただし書を削る。

第三十一条第一項中「又ハ負傷」を「若ハ負傷又ハ資格喪失前ノ分娩」に改める。

第三十一条ノ二第一項中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に、「又ハ負傷」を「負傷又ハ分娩」に改め、同条第五項及び第六項中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改める。

第三章第三節の節名中「分産費」を削る。

第三十二条第二項中「前項ノ場合ニ於テ」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者分産シタルトキハ」に、「前四十二日」を「前五十六日（二以上ノ胎児ノ妊娠ニ在リテハ前七十日）」に、「以後四十二日」を「以後五十六日（二人以上ノ子ノ分娩ニ在リテハ以後七十日）」に改め、同条第一項を削る。

第三十二条ノ四中「分産費」を削る。

第三十二条ノ五を次のように改める。

第三十二条ノ五 削除

第三十三条第二項中「前項ノ場合ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者」を「被扶養者タル配偶者ガ分産シタルトキハ被保険者」に改め、同条第一項を削る。

第五十三条第一項中「分産費」を削る。

第五十六条ノ三ノ中「配偶者分産費」及び「分産費若ハ」を削る。

第五十八条第一項及び第五十九条第六項中「分産費」及び「配偶者分産費」を削る。

第六十九条ノ三第三項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

附則第十九項中「分産費」及び「配偶者分産費」を削る。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第四条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九條第四号を次のように改める。

四 削除

第九條第八号を次のように改める。

八 削除

第十條第一項中「又ハ負傷」を「負傷又ハ分産」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「治療」の下に「（分産ノ介助ヲ含ム）」を加え、同項第四号中「又ハ診療所」を「診療所又ハ助産所」に改め、同条第三項中「又ハ負傷」を「負傷又ハ分産」に、「前二箇月間」を「前二箇月間（分産ニ付いては、前四箇月間）」に改め、同条第四項中「二箇月間」の

下に「若しくは四箇月間」を加え、同条第五項第一号中「若しくは診療所」を「診療所若しくは助産所」に改め、同項第二号中「診療」の下に「(助産を含む。以下同じ。)」を加え、「若しくは診療所」を「診療所若しくは助産所」に改め、同条第六項中「又は負傷」を「負傷又は分べん」に改める。

第十一号中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第十三条の三第一項中「若しくは診療所」を「診療所若しくは助産所」に改め、同条第二項中「又は診療所」を「診療所又は助産所」に改める。

第十四条第一項中「又は負傷」を「負傷又は分べん」に改める。

第十五条中「診療所」の下に「助産所」を加える。

第十六条の二第一項中「被保険者」を「被保険者が疾病又は負傷につき」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十六条の四を次のように改める。

第十六条の五第一項中「分べん費の支給を受けることができる被保険者には」を「被保険者が分べんした場合において、その分べんの日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日分以上の保険料がその者について納付されているときは」に、「前四十二日以内」を「前五十六日以内(二以上の胎児に係る妊娠の場合には、前七十日以内)」に、「以後四十二日以内」を「以後五十六日以内(二人以上の子を出産した場合に、七十日以内)」に改め、同条第三項を削る。

第十七条第一項及び第三項中「若しくは診療所」を「診療所若しくは助産所」に改める。

第十七条の三を次のように改める。

第十七条の三 削除

第十七条の四第一項中「若しくは診療所」を「診療所若しくは助産所」に、「又は負傷」を

「負傷又は分べん」に改め、同項第二号中「二箇月間」を「二箇月間(分べんについては、四箇月間)」に改める。

第十七条の八中「分べん費」を削り、「家族埋葬料若しくは配偶者分べん費」を「若しくは家族埋葬料」に改める。

第十八条第一項中「分べん費」を削り、同条第二項中「若しくは分べん費」を削り、「家族埋葬料又は配偶者分べん費」を「又は家族埋葬料又は配偶者分べん費」を「又は家族埋葬料」に改め、「若しくは分べん費」を削り、同条第四項中「又は負傷」を「負傷又は分べん」に改め、同条第五項中「分べん費」を削り、同条第六項中「又は負傷」を「負傷又は分べん」に改める。

第二十五条の二第二項中「保険医」の下に「若しくは保険助産婦」を、「診断書の下に「若しくは証明書」を加える。

第三十八条中「若しくは負傷」を「負傷若しくは分べん」に改める。

第四十八条第一項中「診療録」の下に「助産録」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第五十条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「及び負傷」を「負傷及び出産」に改め、同項第三号中「治療」の下に「(出産の介助を含む。)」を加え、同項第四号中「又は診療所」を「診療所又は助産所」に改め、同条第三項中「以下「国民健康保険医」という。の下に「同条に規定する登録を受けた助産婦(以下「国民健康保険助産婦」という。)」を加え、同条第四項中「診療所」の下に「助産所」を、「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第三十七条第一項及び第三項中「若しくは診療所」を「診療所若しくは助産所」に改める。

第三十八条の見出し中「国民健康保険医」の

下に「国民健康保険助産婦」を加え、同条中「若しくは歯科医師」を「歯科医師若しくは助産婦」に改める。

第三十九条第一項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を、「歯科医師」の下に「助産婦」を加え、同条第二項中「診療所」の下に「助産所」を、「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療」の下に「(助産を含む。以下同じ。)」を加え、同条第三項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を、「歯科医師」の下に「助産婦」を、「保険助産婦」の下に「保険助産婦」を加え、同条第四項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第四十一条中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第四十六条第一項中「診療録」の下に「助産録」を、「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第四十七条第二項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第四十八条第三号中「診療録」の下に「助産録」を加える。

第四十九条の見出し、同条及び第五十条第二項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第五十一条第一項中「診療所」の下に「助産所」を加え、同条第二項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第五十四条第一項中「診療所」の下に「助産所」を加える。

第五十五条、第五十六条第一項及び第五十七条中「又は負傷」を「負傷又は出産」に改める。

第五十八条第一項中「出産及び」を削り、「助産費の支給若しくは助産の給付又は葬祭費

の支給若しくは」を「葬祭費の支給又は」に改める。

第六十五条第二項中「国民健康保険医」の下に「又は国民健康保険助産婦」を、「診断書」の下に「又は証明書」を加える。

第八十八条第一項及び第三項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第八十九条第一項中「診療録」の下に「助産録」を、「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加え、同条第二項中「診療録」の下に「助産録」を加える。

第一百零四条第一項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

第一百零五条中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第一百零六条中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

第一百零七条中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に分べんについて診療(助産を含む。)を受けている者の当該分べんに関する保険給付については、第二条の規定による改正後の健康保険法第四十三条第一項及び第五十九条ノ二第一項、第三条の規定による改正後の船員保険法第二十八条第一項及び第三十一条ノ二第一項、第四十四条の規定による改正後の日雇労働者健康保険法第十条第一項及び第十七条第一項並びに第五十五条の規定による改正後の国民健康保険法第三十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の日前に第二条の規定に

よる改正前の健康保険法第五十条第二項、第三
条の規定による改正前の船員保険法第三十二条
第二項及び第四條の規定による改正前の日雇
労働者健康保険法第十六條の五第一項に規定する
支給期間が満了した出産手当金の支給について
は、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第四條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)
の一部を次のように改正する。

第十條第八号中「健康診査」の下に「母性
の健康診査、出産医療費の支給」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第五條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十
三年法律第二百九号)の一部を次のように改
正する。

第十三條第二項後段中「又は老人福祉法(昭
和三十八年法律第三百三十三号)第十條の二第六
項」を「老人福祉法(昭和三十八年法律第三百
三十三号)第十條の二第六項」又は母子保健法
(昭和四十年法律第四百一十一号)第二十條の二第
五項」に改める。

理 由

母性の健康並びに妊娠及び出産が次代を担うべ
き子の出生及び育児に関し極めて重要であること
にかんがみ、十六歳以上の女子の健康診査を実施
し、妊産婦の健康診査を充実するとともに、健康
保険等における保険給付を分べん費等の支給制か
ら分べんに関する療養等の給付制に改め、当該療
養等の給付に係る一部負担金等については公費で
負担し、出産手当金の支給期間を延長することと
する等のため、母子保健法、健康保険法等に改正
を加える必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二百六十四
億円の見込みである。

昭和五十六年五月十四日印刷

昭和五十六年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K